



2022（令和4）年10月 奈良市



# 00

## 目次

---

### 01 はじめに

1-1	計画の目的	2
1-2	計画の位置付けと役割	2
1-3	対象とする「都市公園等」の定義	3
1-4	計画期間	3

### 02 都市公園等を取り巻く状況

2-1	都市公園の役割	6
2-2	新たに都市公園等に求められていること	7
2-3	踏まえるべき近年の社会動向	8
2-4	本市の都市公園等を含むみどりの特徴と成り立ち	10
2-5	本市の都市公園等の配置状況	12
2-6	本市の都市公園等の現状把握のための各種調査結果	14
2-7	本市の都市公園等の維持管理の現状	22
2-8	本市の都市公園等の現状と問題点	24
2-9	現状と問題点を踏まえて本計画で対応すべき課題	26

### 03 都市公園等のマネジメントにおける基本的な考え方

3-1	都市公園等のマネジメントを通じてめざす将来像	30
3-2	将来像を達成する上で重視する視点	32
3-3	現状を踏まえた都市公園等の役割分担	34

### 04 都市公園等のマネジメントにおける推進方策

4-1	都市公園等のマネジメントに関する基本的な方向性	38
4-2	伝える／継続的な公園の利活用促進	39
4-3	維持・運営する／計画的な公園施設のメンテナンス	42
4-4	チェックする／定期的なモニタリング	46
4-5	変える／公園の役割や条件に応じたデザイン	48

### 05 都市公園等のマネジメントにおける推進体制

5-1	推進体制（各主体の役割）	70
5-2	計画に基づく施策の展開方針	71
5-3	計画の進行管理と見直し方針	72



# 01

---

はじめに

# 01 はじめに

## 1-1 計画の目的

都市公園等は、都市環境の改善、自然環境の保全、都市防災等の重要な役割を担っています。また、今日、都市公園等に対しては、多様化する市民ニーズへの対応が求められるとともに、人口減少や厳しい財政状況等の社会情勢の変化を背景に、より効果的・効率的な管理・運営の必要性が問われるなど、様々な課題が顕在化しています。

このような状況を受け、国においては、2017（平成29）年に都市公園法の改正が行われ、緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市や地域、市民のために最大限に引き出していくため、公園緑地行政は新たなステージへの移行が進められています。

本市では、都市公園等が抱える現代的課題を整理し、これらに対応するとともに都市公園等の価値を一層向上させるため、行政主体の取組だけでなく、市民、地域コミュニティ、関係団体、民間事業者などとの連携により、新たな発想や仕組みを取り入れたモデル的な取組を展開してきました。

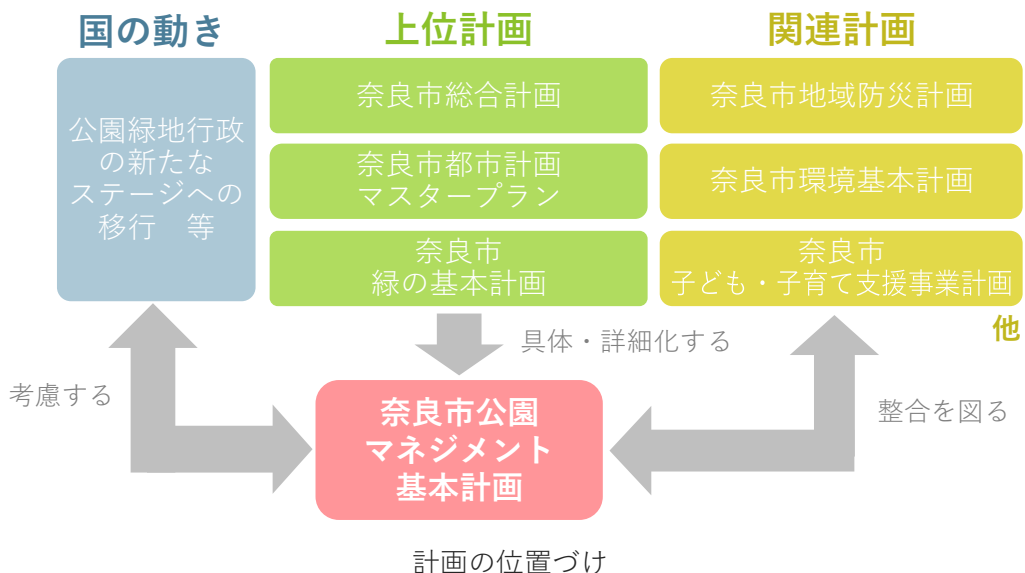
このような状況を踏まえ、今後の奈良市の都市公園等の整備・管理・活用における将来像や重視される視点、基本的な方向性を示すため、本計画を策定します。

## 1-2 計画の位置づけと役割

本計画は、上位計画である「奈良市総合計画」「奈良市都市計画マスタープラン」「奈良市緑の基本計画」を具体化・詳細化するとともに、その他関連計画との整合も図りながら、現在、本市が抱える課題等を踏まえ、都市公園等の整備・管理・活用に係るより具体的な行政施策の指針を定めるものです。

また、市民、地域コミュニティ、関係団体、民間事業者などとの連携を深めるにあたって、考え方を共有するためのツールとしての役割も担うものとします。

なお、本計画の策定にあたっては、都市公園法の改正にみられる公園緑地行政の新たなステージへの移行などの動きも考慮します。



### 1-3 対象とする「都市公園等」の定義

本市が管理している全ての都市公園及びこれに準じる児童遊園、ちびっこ広場、緑地等を「都市公園等」と呼称し、本計画の対象とします。

なお、国及び奈良県が管理する奈良公園（広域公園）、及び平城宮跡歴史公園（特殊（歴史）公園）、大洲池公園（総合公園）については、本計画を推進する中で、必要に応じて管理者と協議することとし、本計画内では具体的な取組等は位置付けないものとします。

奈良市内にある都市公園等（2021（令和3）年度末時点）

種別		箇所数	面積（㎡）	
都市公園	住区基幹公園	街区公園	474	587,640.45
		近隣公園	10	205,383.80
		地区公園	3	145,826.59
	都市基幹公園	総合公園	※1	235,000.00
		運動公園	1	300,807.63
	都市緑地		93	889,288.17
	大規模公園	広域公園	※1	5,113,335.48
	特殊公園	歴史公園	※1	349,000.00
	施設 その他の	児童遊園		15
ちびっこ広場		47	14,389.19	

※国、奈良県の管理する公園

### 1-4 計画期間

本計画の期間は、上位計画である第5次奈良市総合計画の計画期間と合わせ、2022（令和4）年度から 2031（令和13）年度までの10年間とします。

## それぞれの公園を育て守っていく主人公は奈良市民の皆さまご自身です

奈良市公園マネジメント基本計画策定懇話会 座長  
立命館大学教授 大窪健之

「奈良市公園マネジメント基本計画」を策定するにあたって、奈良市にとってのあるべき公園とは？という根本的な問いに、あらためて向き合うこととなりました。

既に市街化している地域では新しい公園用地の確保は難しく、今ある公園をいかに有効に機能させるかが重要となり、そのために時間をかけて利用状況について調査を行い、市民の皆様の声をお聴かせいただく作業を続けて参りました。

そこで見えてきたのは、市民の皆さまがこれまで公園のために取り組んでおられる地域活動を応援し、活動が十分でない場合にはこれを活性化し、かつ不断に変化しつづける住民や地域のニーズにいかに対応していくのか、という課題でした。

これを限られた予算の中で全て改善することはとても困難です。

そのために国や県の公園を含めて各公園が備える奈良市ならではの特徴を活かすとともに、ニーズに応じて複数の公園を使い分けていただけるよう、公園どうしのネットワーク化を目指すことも計画に盛り込みました。

これは多様な災害からの避難活動に柔軟に対応する上でも、不可欠の視点と考えています。

この基本計画はあくまでも方向性とそこへ向かうためのプロセスを整理したものにすぎません。

実際にそれぞれの公園を育て、守っていく主人公は奈良市民の皆さまご自身です。

「奈良らしい」公園とは何か、「自分たちの」公園とはどうあるべきか、ぜひ「自分ごと」として公園づくりに積極的に参加していただければ幸いです。



# 02

---

都市公園等を取り巻く状況

## 2-1 都市公園の役割

国では都市公園の役割を以下のように定めています。

都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設です。

### ■ 良好な都市環境の提供

地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全による良好な都市環境の提供は、我が国の国家的な政策課題です。この課題の解決には、都市公園等の整備、緑地の保全、緑化の推進による都市における緑とオープンスペースのネットワークの確保が必要です。

### ■ 都市の安全性の向上

震災・大火の危険性が高い密集市街地は、東京都・大阪府などを中心に全国で約25,000ha存在しています。このような地区では、地震発生時の避難場所、避難路、延焼防止の機能、復旧・復興の拠点となる防災公園の整備が急務となっています。

### ■ 市民の憩い・活動の場の形成

緑とオープンスペースは、子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点となっています。また、公園の整備・管理や緑化活動へ、より一層市民が参加することが期待されます。

### ■ 豊かな地域づくり、地域の活性化

中心市街地のにぎわいの場となる公園・広場の整備や、地域の歴史的・自然的資源を活用した観光振興の拠点の形成などの、地域間の交流・連携の拠点となる緑とオープンスペースの確保は、快適で個性豊かな地域づくりに必要不可欠です。

(国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 ホームページより)

## 2-2 新たに都市公園等に求められていること

都市を取り巻く社会状況の変化に伴い、都市公園等においても、新たな時代に対応した在り方が求められています。

これまでの公園緑地行政は、経済成長や人口増加を背景とし、緑やオープンスペースの量の整備を急ぐステージでしたが、社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定整備等を背景とし、緑やオープンスペースが持つ多機能性を、最大限に引き出すことを重視するステージへ移行すべきとされています。

### 公園緑地行政に求められる観点

緑やオープンスペースが持つ多機能性を、最大限に引き出すため、以下の3点を重視した公園緑地行政が求められています。

#### ①ストック効果の向上

都市公園は全国的にみても一定程度整備がされており、今後は今あるものをどのようにかに生かすのかを重視すべき時期になっています。

公園管理者において、ストックマネジメントの観点から、都市公園を活性化するか、必要に応じて再編するか検討することが必要です。

#### ②民間との連携の加速

今後少子高齢化による人口減少がますます進む中、各自治体の財政状況が逼迫することが想定されています。そのため、行政の視点だけで考えるのではなく、民間事業者のアイデアとノウハウを公的サービスにも生かしてもらうことが必要です。

都市公園においても、民間のビジネスチャンスの拡大と魅力向上を両立させる工夫を行い、官民連携での整備、維持管理運営を加速させていくことが重要です。

#### ③都市公園の一層の使いこなし

これまで都市公園において、公平性の観点から画一的な整備・管理が行われてきましたが、その結果、十分な活用がされていない都市公園が存在しています。

都市公園が地域に必要とされる財産となるよう、地域における公園の役割や周辺住民のニーズ、時代の潮流に合わせて、それぞれの公園の個性を引き出す工夫が必要です。

### 社会情勢を踏まえた都市公園法の改正

新たなステージでの都市公園の再生、活性化を推進するため、都市公園法が2017（平成29）年に改正されました。①Park-PFI（公募設置管理制度）の創設 ②PFI事業の設置管理許可期間の延伸 ③保育所等の占用物件への追加 ④公園の活性化に関する協議会の設置 ⑤都市公園の維持修繕基準の法令化の5つが改正のポイントとして挙げられます。

## 2-3 踏まえるべき近年の社会動向

本計画においては、都市公園等を取り巻く状況だけでなく、人々の暮らしの中で、近年注目されている社会的動向についても考慮することとします。

### 誰もが生き生きと活躍できる共生社会（インクルーシブ社会）の実現

「共生社会（インクルーシブ社会）」とは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会であり、我が国においても積極的に取り組むべき重要な課題として位置付けられています。

都市公園等においても、ハードの整備と同時に、ソフトな取組で、誰もが利用しやすい環境づくりが必要です。また、1つの公園でその全てを解決するのではなく、地域にあるそれぞれの公園を対象とすることで、地域として身体的にも精神的にもインクルーシブな公園づくりのための検討を行います。

### 頻発する自然災害への対応

近年、全国各地で自然災害が頻発しており、奈良県内においても水害等による大きな被害が出ています。都市公園等の本来の機能として、防災に関する一面があり、地域の一時避難場所としての指定や防災倉庫の設置等が行われています。

今後もそれらの機能を維持しつつ、都市公園等の日常的な利用が防災意識の醸成につながるような取組について検討します。

### ポストコロナを見据えたニューノーマル時代への対応

身近な都市公園等は健康的な生活に欠かせない活動を楽しめる貴重な緑のオープンスペースであり、新型コロナウイルス感染症の流行下において、その役割が改めて注目されています。

ニューノーマル時代の健康的なライフスタイルを実現するための重要なオープンスペースとして、都市公園等を活用することとします。

また、ニューノーマル時代において、働き方や余暇の過ごし方等、ライフスタイルの変化が多く見られ、都市公園等の使い方もこれまでの想定を超えたニーズが出現する可能性もあります。

人々の生活に寄り添った都市公園等の活用を検討するとともに、柔軟に対応できる仕組みづくりを検討します。

### 持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取組

平成 28 年から令和 12 年までの長期的な開発指針として国連で定められた持続可能な開発目標（SDGs）は日本においても具体的な施策を定めて取り組まれています。

奈良市では関連計画である第 3 次奈良市環境基本計画において、SDGs の考え方に基づき、環境ビジョンを「一人ひとりが動き出すなかで、奈良らしい豊かで持続可能な暮らしが生まれるまち」と定め、基本方針の一つとして「快適な生活環境・都市環境の確保」を掲げています。都市公園等も、快適な都市環境を整備する地域資源のひとつとして活用することを検討します。



## 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例に基づく公園づくり

2015（平成27）年4月に本市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるよう、子ども参加によって大人とともにまちづくりを進めることを目的として、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」を施行しました。

2021（令和3）年12月に本市は国内初の「ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）実践自治体」として承認されました。

子どもたちにとって、都市公園等は重要な遊び場ですが、大人によって作られたものであり、子どもたちの意見が十分に反映されていない一面もあります。

本計画では、条例の目的を踏まえ、都市公園等のマネジメントを考えるにあたり、子どもの積極的な参加を促します。

## 高齢者の健康促進のための公園づくり

2020（令和2）年に65歳以上の高齢者を対象に実施した奈良市老人福祉計画アンケート調査結果では、閉じこもりのリスク該当者が回答者全体の19.4%となっており、女性では80歳から、男性では85歳から、その割合が30%を超えるようになります。

都市公園等はレクリエーション活動、健康運動、文化活動等の多様な社会活動の拠点となっていることから、より多くの人々が都市公園等での活動を行うことで、高齢者の生きがいづくりや自己実現につながる可能性があります。

特に高齢者による都市公園等の利用や活動を促進し、高齢者の健康促進につながる公園づくりを検討します。

## 国際文化観光都市での公園づくり

本市は世界的に、明びな風光と歴史的、文化的、美術的に重要な地位を有する国際文化観光都市の1つであり、古くからの歴史とそこで紡がれた人々の暮らし・文化によって、現在のまちの姿が作られています。

そんな歴史と文化は国内外からの観光客を魅了し、コロナウイルス感染症拡大前まではその数も年々増加しており、2019（令和元）年の観光客数は1,700万人を超え、うち外国人観光客も300万人を超えていました。

奈良公園や平城宮跡歴史公園は観光資源の1つとして多くの観光客が来訪していますが、その他の都市公園等でも、人々が集い、にぎわいを生む拠点となりうることから、地域の人々に加え、観光客にとっても魅力的な公園となるような取組を検討します。

## 住みやすく「選ばれるまち」を実現するための公園づくり

本市の人口の社会増減数は、2015（平成27）年を境に増加傾向にあり、2019（令和元）年には2013（平成25）年以降初めて転入超過となりました。特に0～10歳代と30歳代後半、40歳代の子育て世代は、大阪府等の都市部から転入超過傾向です。

第2期奈良市総合戦略策定時に行った民間事業者へのヒアリングでは、魅力的な公園の有無が移住先選定の重要な要素の一つであるとの声も聞かれました。

総合戦略では、2026（令和8）年までの目標として、さらなる子育て世代の社会増を目指しており、本計画においても、子どもたちが安心して遊べ、大人も憩える公園づくりを検討します。

また、総合戦略に掲げる重点項目「新たな時代の流れや変化を力にする」「多様な主体とのつながりを力にする」「自らまちの活力を作り出す」は、今後の公園づくりにも取り入れていくべき大切な考え方です。

## 2-4 本市の都市公園等を含むみどりの特徴と成り立ち

本市は、日本書紀に見られる「那羅山」の名から始まる等諸説ありますが、古くから人々の暮らしや文化が紡がれてきた歴史のあるまちです。そのため、都市計画法制定以前から形成されている旧市街地があり、現在も数多くの寺院及び神社が残されていることから、歴史あるまちなみの中に、都市公園等以外のみどりも多く存在しています。

### 古都奈良の歴史の中で形成された旧市街地

現在多くの人に親しまれている古都奈良のイメージが生まれた8世紀には日本の政治・文化の中心地として、また、それ以後は寺院及び神社を中心に栄えた奈良では、古くから市街地が形成されており、13世紀ごろには今日の奈良町の原形が形づくられていたと言われています。それらの旧市街地は、産業・商業のまちとして形成され、多くの建物が軒を連ねていました。

現在でも旧市街地のまちなみが残されており、本市の重要な文化・景観の1つとなっていますが、都市公園等の整備の観点からは空地がない等の課題にもつながっています。

### 奈良の歴史を象徴するみどり

本市は寺院及び神社を中心に栄えた歴史をもつため、現在も数多くの寺院及び神社が市街地に点在しており、その緑地が都市公園等と同様に人々の暮らしに潤いを与えています。その面積は170haにも及びます。

寺院及び神社以外にも、古墳時代に築かれ、今は樹木に包まれた古墳や稲作文化を継承した田園等、時代の個性を保ちながら、都市の魅力として守られてきたみどりが多く存在します。

### 奈良公園等の大規模な都市公園

奈良公園は奈良県が管理する本市内にある都市公園の1つです。その歴史は1880(明治13)年2月14日、興福寺旧境内地等の風致景観を守るため、その一画を公園としたことに始まり、その後、明治期に行った公園の拡張整備を経て、今日の奈良公園の姿を形成しています。その面積は約500haであり、都市計画区域の約2.4%にあたります。

また、平城宮跡歴史公園も約34.9haあり、本市の管理する公園以外にも大規模な都市公園として存在します。

奈良公園



平城宮跡歴史公園



## 住宅開発とともに形成された身近な都市公園

近鉄学園前駅周辺において住宅開発が進められ、高度経済成長期に入ってから、西北部丘陵一体にも住宅開発が広がり、宅地とともに住区基幹公園が整備されました。これらの計画的に整備された市街地では旧市街地とは異なり、計画的な都市公園等が配置されています。

## ちびっこ広場の設置

本市では、旧市街地や市街化調整区域等、都市公園が整備されていない地域に、遊び場に恵まれない児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに交通事故等による被害防止を図ることを目的にちびっこ広場を設置しています。

ちびっこ広場は奈良県や本市の所有する敷地のほか、神社や個人が所有する敷地に、自治会や子どもクラブ等によって設置され、本市がブランコ、滑り台、鉄棒の貸し出しを行っています。管理運営は設置者によって行われています。

2021（令和3）年度末現在、47箇所のちびっこ広場が設置されており、子どもの遊び場としての機能を担っています。

## 児童遊園の設置

本市では、児童福祉法第40条に基づき、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的として、1965～1975（昭和40～50）年頃に児童遊園を設置しています。

児童遊園は、都市公園が整備されていない旧市街地を中心に本市の所有する土地に設置し、本市で管理運営を行っています。

2021（令和3）年度末現在、15箇所の児童遊園が設置されており、子どもの遊び場としての機能を担っています。

神社の敷地内に設置された  
池田町ちびっこ広場



奈良市子ども発達センターに併設された  
紀寺児童遊園



## 2-5 本市の都市公園等の配置状況

本市には、街区公園 474 箇所、近隣公園 10 箇所、地区公園 3 箇所、総合公園 1 箇所、運動公園 1 箇所、都市緑地 93 箇所、広域公園 1 箇所、歴史公園 1 箇所の合計 584 箇所の都市公園があります。

また、その他の施設として、児童遊園が 15 箇所、ちびっこ広場は 47 箇所あります。

本市では、高齢者の一般的な徒歩圏である 500m<sup>※1</sup>を各都市公園等の誘致圏と考え、市街化区域内では都市公園等は概ね充足していると考えています。

※1 高齢者の一般的な徒歩圏：

「都市構造の評価に関するハンドブック」（2014（平成 26）年 8 月国土交通省都市局都市計画課）このハンドブック内で高齢者徒歩圏については、「高齢者の一般的な徒歩圏である半径 500m」と示されています。

### 本計画で対象とする都市公園等の一例

芝辻町三丁目街区公園



東九条宮ノ森街区公園



中登美ヶ丘近隣公園



黒谷公園（地区公園）



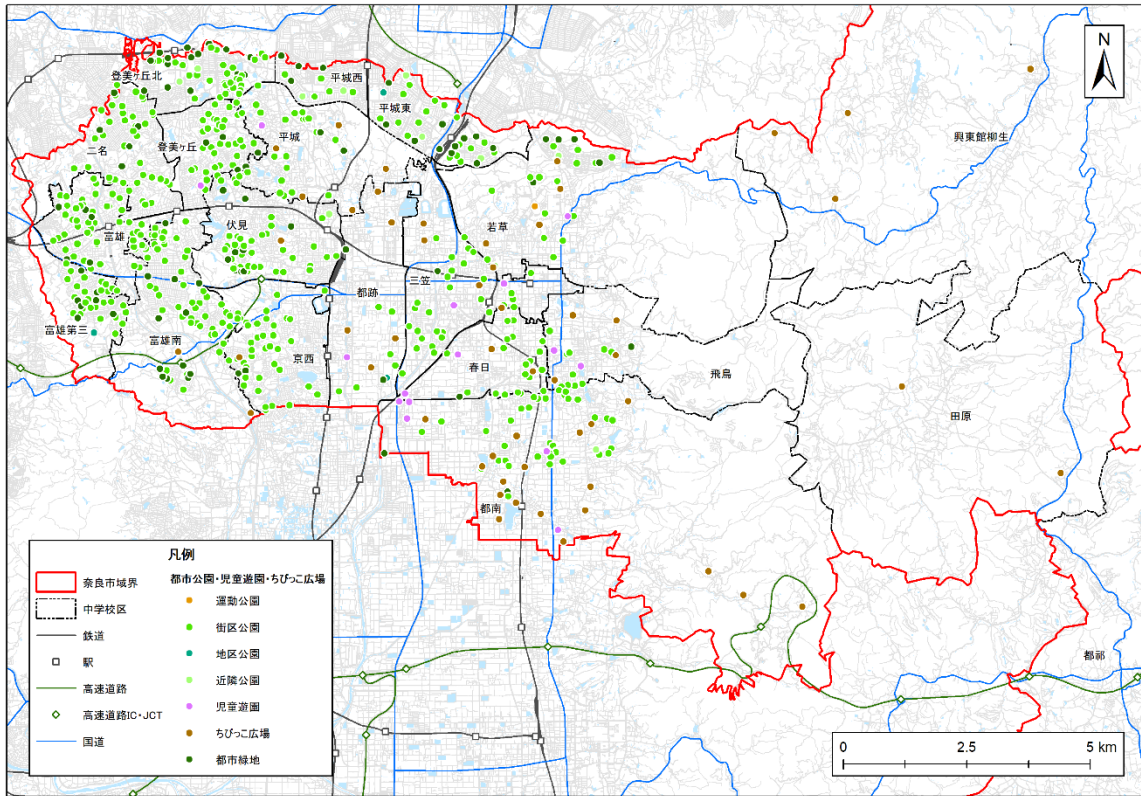
鴻ノ池運動公園



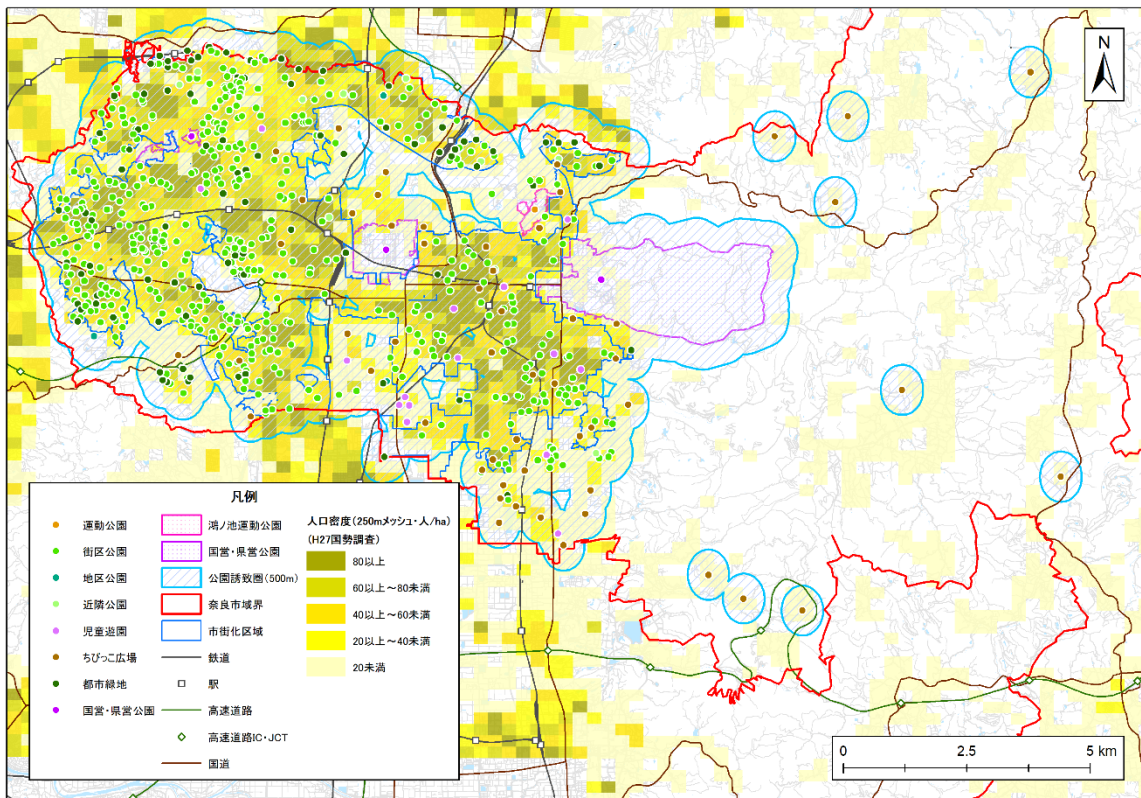
神功四丁目緑地（都市緑地）







本計画で対象とする都市公園等の配置



本市の都市公園等の充足率（誘致圏 500m）

※公園誘致圏は各都市公園等の外周からの 500m

## 2-6 本市の都市公園等の現状把握のための各種調査結果

本市の都市公園等の現状を把握するために調査を実施し、その結果を整理します。

### 位置情報ビッグデータによる利用状況の把握

携帯電話端末のGPS位置情報履歴データを活用し、平日及び休日の利用状況を調査しました。対象としたのは、公園面積400㎡以上の都市公園（街区公園、近隣公園、地区公園、運動公園、都市緑地）397箇所です。

#### ① 主要駅や若草中学校区北の青山エリア・ならやま小中学校区周辺・富雄中学校区の東側の公園は利用者が多い

利用者が多いのは、大和西大寺駅や新大宮駅、学研奈良登美ヶ丘駅、JR奈良駅といった主要駅周辺と若草中学校区北の青山エリアやならやま小中学校区、富雄中学校区東側の住宅地にある都市公園等でした。

主要駅周辺は居住人口も多く、アクセスも良いことが利用者の多い要因であると考えられます。

利用者の多い若草中学校区北の青山エリアやならやま小中学校区の住宅地にある都市公園等は面積が広い傾向があり、住宅街の中にある貴重な緑地空間として住民の憩いの場になっていることが想定されます。

また、鴻ノ池運動公園や柏木公園等スポーツ施設があり、本来、広域からの利用が想定されている公園の利用者数は多くなっています。

なお、平日と祝休日での利用者数は大きく変わらず、利用者の多い公園は平日休日問わず、賑わいを見せています。

#### ② 地域内で利用者が多い公園と利用者の少ない公園が混在している

利用者の多い公園が集積している上記以外は、地域の中で利用者の多い公園と少ない公園が混在しています。それぞれの地域にある住宅地では開発された時期も異なり、高齢者の多い住宅地や子どもが多い住宅地など、居住者の特徴はそれぞれあると想定されますが、地域全体で公園の利用が少ないということはありませんでした。

このことから、周辺住民の年齢層とは関係なく、どの地域においても公園のニーズはあることがわかります。

その中で利用者の多い公園は公園面積が広く、子ども用の遊具が充実した近隣公園や地区公園が多くみられました。



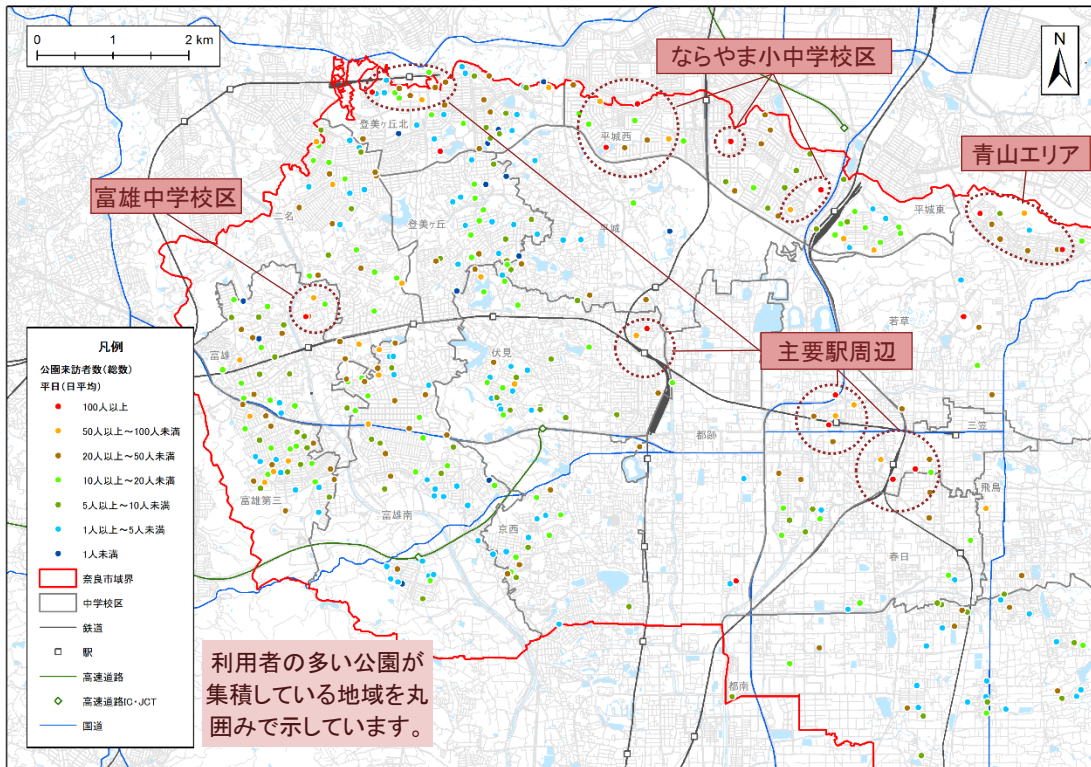
#### ③ 利用の乏しい公園がある

今回の調査では6か月間（2020（令和2）年7月1日～12月31日）の利用者数を把握しました。その中でほぼ利用されていない公園が平日で15箇所、祝休日で23箇所みられました。その多くが400～500㎡の面積が小さい公園でした。

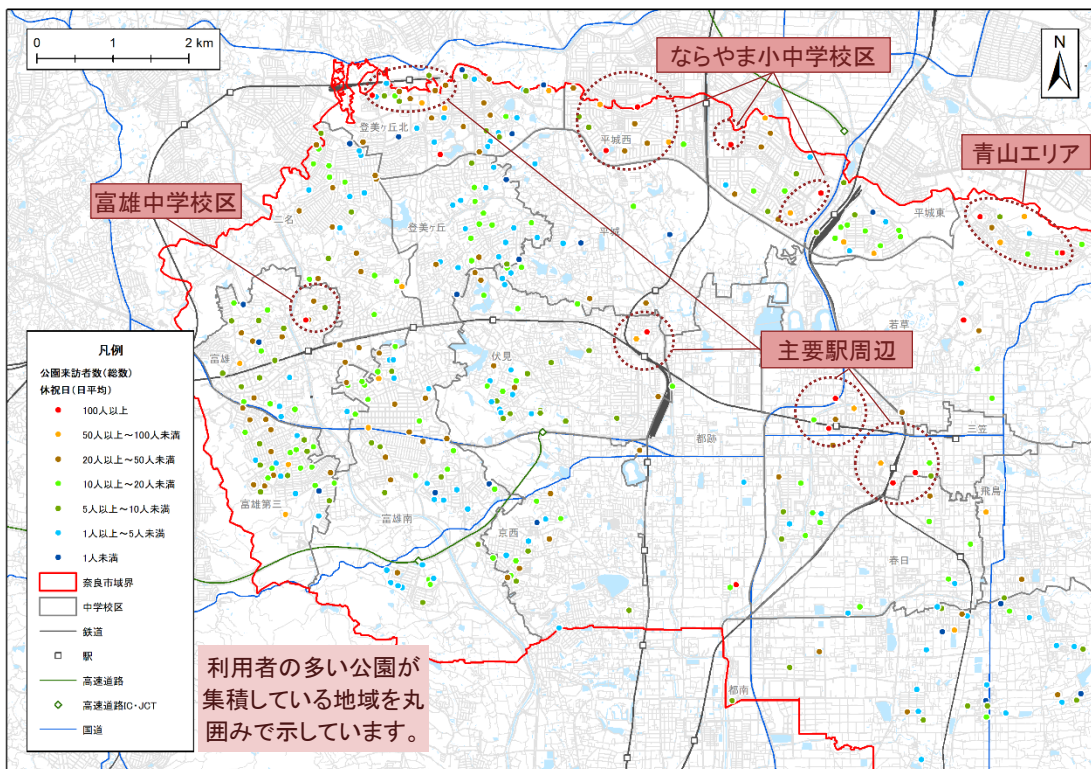


これらの公園は滑り台、ブランコ、鉄棒といった画一的な仕様の街区公園が多く、現在の周辺住民のニーズを捉えきれていないと想定されます。

しかし、これらの公園等は、地域の暮らしをより魅力的なものとするために重要な潜在的資源として捉えることもできます。



【平日】1日あたりの平均利用者数



【休日】1日あたりの平均利用者数

## 公園利用者アンケートによる利用状況の把握

各中学校区で1～2箇所の都市公園等計40箇所において、平日及び休日の計5日間、利用者に対面でのアンケート調査を実施しました。回答数は合計608件でした。

なお、公園利用者に年代等の偏りのないよう、アンケート調査を実施しました。

### ①利用の多いのは30～40歳代の子ども連れと高齢者

アンケート回答者の多くは30～40歳代の親であり、子どもと一緒に公園に訪れていました。自宅から徒歩で公園を訪れ、子どもを遊ばせながら、親同士で情報交換を行っている姿がよく見られました。

このような利用状況から、子どもの遊び場としてのニーズを把握し、子ども連れが利用しやすい公園づくりを行うことが求められていることがわかります。

また、高齢者の利用も比較的多く見られるため、高齢者の憩いの場としてのニーズを反映することも必要だと考えています。

### ②現在の利用目的も公園の魅力を高めるためのニーズも屋外で身体を動かすこと

現在の公園の利用目的として回答が多かったのは、全ての年代において、「屋外で身体を動かす」ことでした。また、今後公園の魅力を高めるために重要だと考えることも、多くの年代において、「屋外で身体を動かす」ことが選ばれていました。

この結果から、公園利用者にとって公園は散歩や運動、遊びで身体を動かすことができる屋外空間であることが求められているとわかります。

### ③高齢者はゆっくり過ごすこと、自然やみどりの豊かさを楽しむことも望んでいる

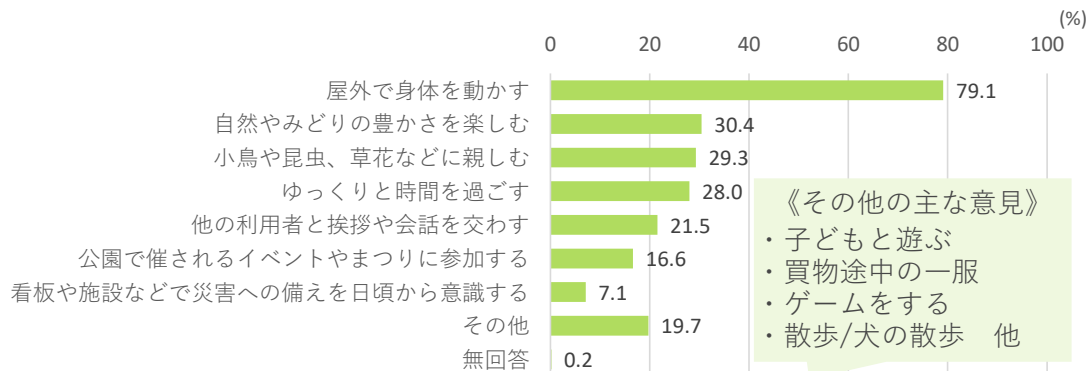
子ども連れのニーズのほかに、ますます進むと想定される少子高齢化に向けての対応として、また、利用者が一定数見られる高齢者のニーズをみると、他の年代とは異なり、「自然やみどりの豊かさを楽しむ」や「ゆっくりと時間を過ごす」などが上位に選ばれています。

子どもたちが元気に走り回ることができる公園のほかに、ゆっくりと自然を感じることができる公園も求められていることがわかります。

### ④新型コロナウイルス感染症の流行下における公園利用の変化は様々である

新型コロナウイルス感染症の流行下における公園利用の頻度については、「変わらない」との回答が最も多くみられましたが、「増えた」「減った」もそれぞれ約2割の回答があり、三密（密閉・密集・密接）を避けられる場所として公園を利用した人と、外出自体を避けたことにより公園の利用が減った、または、公園利用が増えたことにより密になっていた公園を避けた人の両方が存在していることがわかります。

現在の公園の利用方法（上：全体、下：年代別上位3つまで）



	小学生 (N=49)	中高生 (N=27)	19~29歳 (N=40)	30代 (N=188)	40代 (N=131)	50~64歳 (N=52)	65~74歳 (N=52)	75歳以上 (N=66)
第1位	屋外で身体を動かす							
第2位	小鳥や昆虫、草花	ゆっくりと時間を過ごす	小鳥や昆虫、草花などに親しむ	自然やみどり	ゆっくりと時間を過ごす			
第3位	他の利用者と挨拶や会話を交わす	自然やみどりの豊かさを楽しむ	ゆっくり	自然やみどりの豊かさを楽しむ				

公園の魅力を高めるために重要なこと（上：全体、下：年代別上位3つまで）



	小学生 (N=49)	中高生 (N=27)	19~29歳 (N=40)	30代 (N=188)	40代 (N=131)	50~64歳 (N=52)	65~74歳 (N=52)	75歳以上 (N=66)
第1位	屋外で身体を動かす					ゆっくり	自然やみどり	身体を動かす
第2位	小鳥や昆虫、草花	ゆっくり	小鳥や昆虫、草花	自然やみどりの豊かさを楽しむ	身体を動かす	自然やみどり	身体を動かす	自然やみどり
第3位	自然やみどり他の利用者と会話	自然やみどりの豊かさを楽しむ	小鳥や昆虫、草花	イベントまつり	自然やみどり	小鳥や昆虫、草花	ゆっくり	ゆっくり

※年代無回答者が3名いるため、各年代のNの合計は回答数と異なります。

(N = サンプル数)

## 子育て中の保護者を対象とした利用状況やニーズの把握

奈良市内の子育て広場を利用する乳児等の保護者を対象としてWEBアンケートを実施し、64件の有効回答を得ることができました。

### ①現在の利用目的も公園の魅力を高めるためのニーズも屋外で身体を動かすこと

現在の公園の利用目的として回答が多かったのは、公園利用者アンケートと同様に「屋外で身体を動かす」ことでした。また、今後公園の魅力を高めるために重要だと考えることも、「屋外で身体を動かす」ことが選ばれていました。

この結果から、子育て中の保護者にとっても公園はこれからも散歩や運動、遊びで身体を動かすことができる屋外空間であることが求められているとわかります。

### ②好きな公園は特色ある大型遊具があり、子どもが楽しく遊べる公園

よく利用する公園として、大淵池公園や菩提川公園、菅原パンダ公園等市内の公園のほか、けいはんな記念公園や九条公園など市外の公園が挙げられていました。

好きな公園として、よく行く公園でも挙げられていた大淵池公園のほか、市外の馬見丘陵公園やけいはんな記念公園、九条公園などが挙げられていました。

これらの公園の特徴としては、遊具がある・充実していることや、乳幼児も含めて子どもが楽しく遊べること、花や生き物など自然が豊かなことが挙げられます。

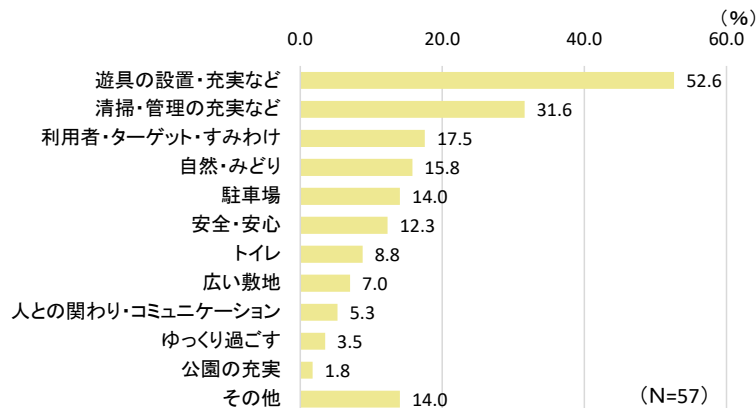
### ③公園をより魅力的にする方法の検討に参加したい

今回のアンケート調査において、今後公園をより魅力的にする方法を検討する場への参画意向を聞いたところ、アンケートへの協力が約4割、検討への協力が約3割、意見交換会等への積極的な参加が約2割との回答を得ることができました。

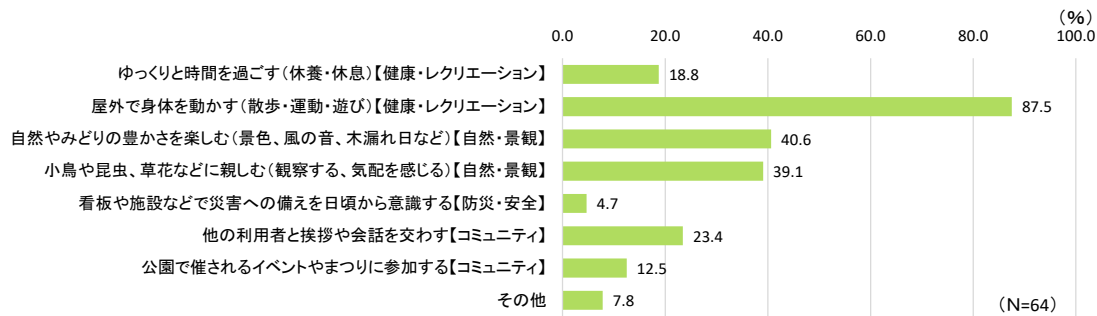
今回のアンケートの自由意見の記述においても、遊具の充実や清掃・管理の充実のほか、幅広い世代の利用や利用者のすみわけなど、多数のアイデアや意見を寄せていただきました。

#### 子育て世代からの公園に対する意見

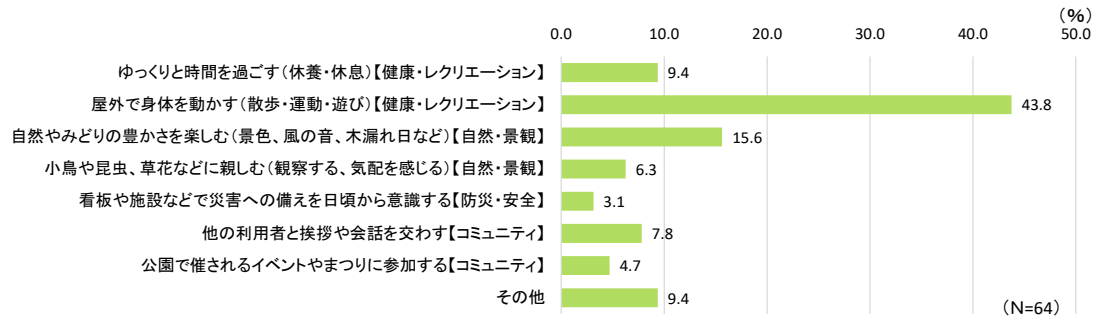
子育て世代からの公園を更に魅力的にするためのアイデアを紹介します。



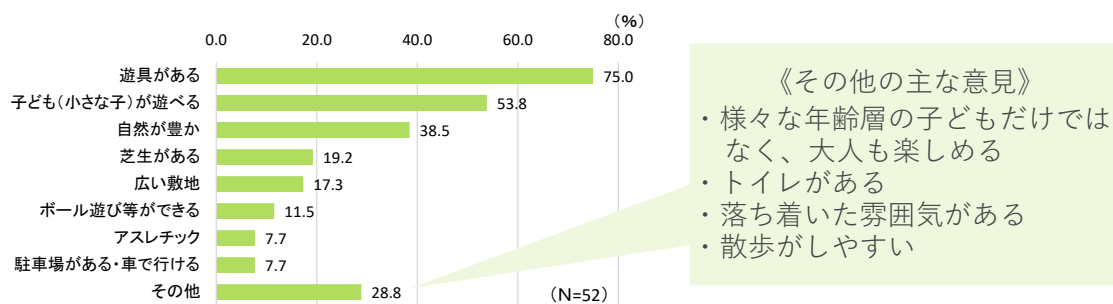
## 現在の公園の利用方法



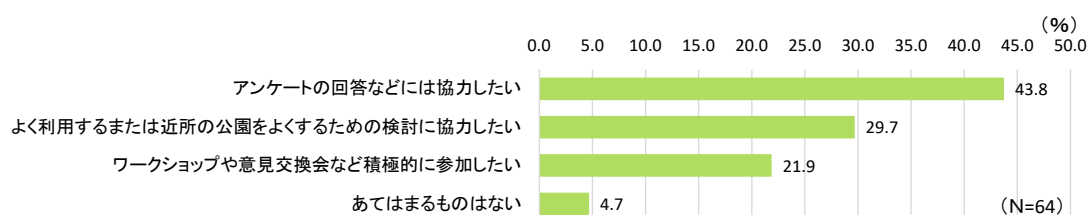
## 公園の魅力を高めるために重要なこと



## 好きな公園 (左：条件、右：回答の多かった市内の大淵池公園)



## 公園をより魅力的にする方法を検討する場への参画意向



(N = サンプル数)

## 小学生を対象とした利用状況やニーズの把握

奈良市内の公立小学校に通学する小学校1年生～6年生までを対象としてWEBアンケートを実施しました。市内全43小学校のうち、34校の児童からの回答があり、回答数は低学年2,671件、高学年2,803件、計5,474件でした。

### ①小学生は家から近い公園、広くて走り回れる公園によく行く

多くの小学生がよく遊びに行く公園があると回答しており、公園は子どもの遊び場として重要であることがわかります。

公園の広い空間でみんな一緒に走り回ることやボール遊びをすること、遊具で遊ぶことが公園を好きな理由として挙げられており、放課後や休みの日に友達や家族と公園に集まっていることがわかりました。

多くの小学生が週1回以上は公園に遊びに行っていますが、高学年になると、その頻度は減る傾向がみられました。

### ②より良い公園づくりを一緒に考えたい

これまで本市では奈良市子ども会議などの場において、子どもの遊び場としての公園について子どもたちからアイデアをもらう機会を設けています。

今回のアンケート調査においても、公園をさらに良くする方法について検討する場への参画意向を聞いたところ、低学年で約4割、高学年で約6割が一緒に考えたいと答えてくれました。

## 「奈良市子ども会議」における公園についての意見

本市では「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」に基づき、子どもたちが子どもにやさしいまちづくりについて話し合い、まとめた意見を市長に提出することを目的とした「奈良市子ども会議」を2015（平成27）年度から開催しています。その中で、子どもの遊び場をテーマとした会議があり、子どもたちのアイデアが詰まった意見書が提出されています。

「どんな人でも楽しめる公園」

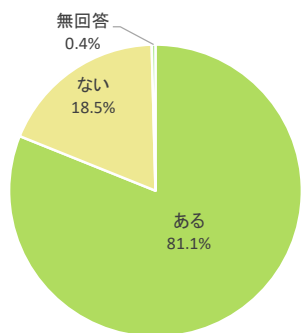


「地域からいろんな人が集まる公園」

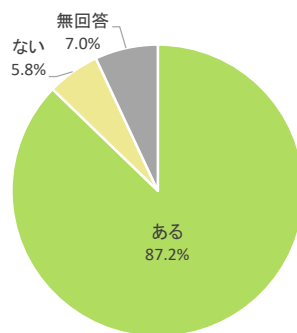




よく遊びに行く公園の有無（左：低学年、右：高学年）

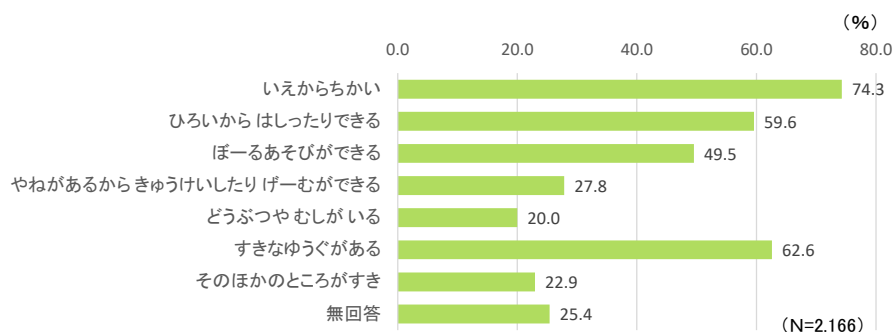


(N=2,671)

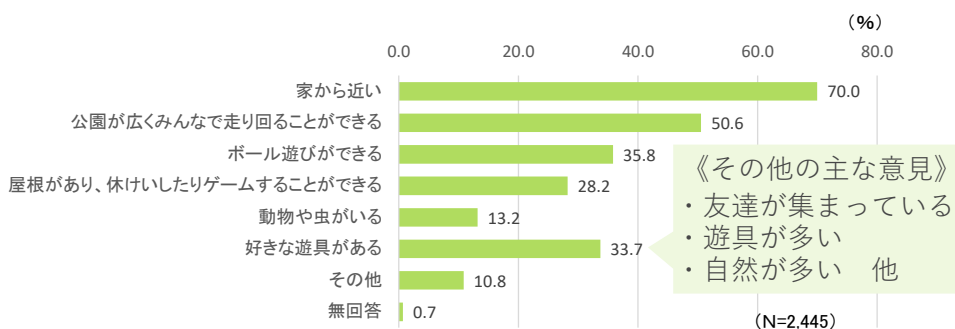


(N=2,803)

よく遊びに行く公園の好きなところ（上：低学年、下：高学年）



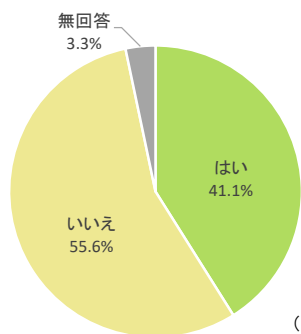
(N=2,166)



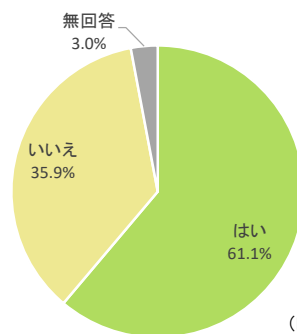
(N=2,445)

《その他の主な意見》  
 ・友達が集まっている  
 ・遊具が多い  
 ・自然が多い 他

公園をより良くする方法を検討する場への参画意向（左：低学年、右：高学年）



(N=2,671)



(N=2,803)

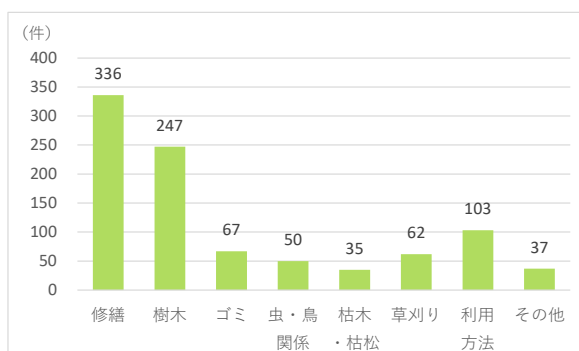
(N = サンプル数)

## 2-7 本市の都市公園の維持管理の現状

本市では、本計画の対象としている都市公園 581 箇所、その他施設 62 箇所の一部を維持管理しています。樹木や遊具の管理、園内の清掃等、市民の協力も得ながら維持管理作業を実施しています。

### 市民から寄せられるご意見

市民の方々から都市公園等について、日常的に本市に問い合わせがあります。2020（令和2）年度には 937 件のご意見をいただきました。その多くが遊具や公園施設の修繕依頼、樹木管理やごみ処理に関する要望です。これらの情報をもとに修繕や清掃を行うこともあり、本市だけでは目の行き届かない部分を市民の方々に補っていただいています。



問い合わせ内容ごとの件数（令和2年度）

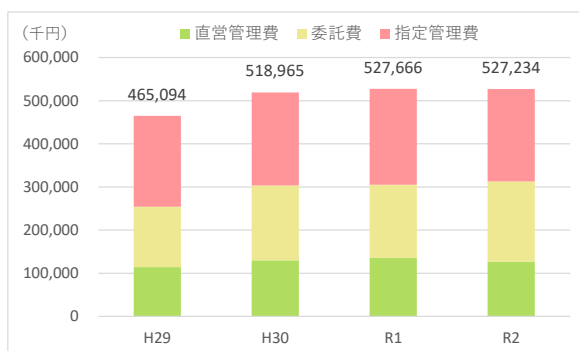
### 本市の都市公園等の維持管理費用

本市の都市公園等の維持管理経費は 5 億円前後で推移しています。

維持管理経費のうち約 4 割は、指定管理者である自治会や民間事業者等へ公園内体育施設の維持管理のために指定管理料として支払っています。

約 3 割は、遊具やトイレ等の修繕、除草作業等を行う際に民間事業者等への委託料として支払っています。

なお、直営管理費には人件費、資材費、事務費が含まれています。



公園維持管理経費の推移

## 防災拠点としての都市公園

本市の都市公園等は地域の防災拠点としての位置付けも担っています。

鴻ノ池運動公園、奈良公園、平城宮跡歴史公園が広域避難場所に指定されているほか、平城第2号公園や柏木公園、8箇所の近隣公園、大淵池公園が一時避難場所に指定されています。

中登美ヶ丘近隣公園、西大寺近隣公園、古市公園には耐震性貯水槽を設置しており、災害発生時に備えています。

また、仮設住宅を建設する際の候補地として、一時避難場所に指定されている都市公園等が応急仮設住宅建設候補地台帳に記載されています。

そのほか、2022（令和4）年1月時点で自治会や自主防災防犯組織による防災倉庫は施設設置許可申請のあるもので112件、占用申請がされている避難所標識のある公園は16箇所あり、それらの公園も活用しながら、地域において防災訓練が行われています。

これらに加え、災害廃棄物の仮置場やライフラインの復旧活動拠点などの用途にも活用され、災害発生時における緩衝地帯として役割を果たします。



## 市民との協働による維持管理

本市では、公園ボランティア制度やグリーンサポート制度によって、市民と協働で都市公園等の維持管理を行っています。

公園ボランティア制度では、ごみ収集・落葉かき・その他の公園の清掃、除草・樹木のせん定、草花の植付け及び維持管理等を市民の方々に行っていただいています。56箇所の公園において清潔で四季の緑や花々を目にすることができる公園づくりが実施されています。

グリーンサポート制度では、月1回以上の公園清掃・年2回以上の除草及び年1回の低木のせん定、公園内の施設点検及び異常を発見した場合の市への報告、その他自主的に行う花壇・フラワーポットの管理等を市民の方々に行っていただいています。168箇所の公園で地域の138団体が公園を快適かつ安全に利用でき愛されるものとするために活動しています。

## 2-8 本市の都市公園等の現状と問題点

公園の配置状況や各種調査等を踏まえて把握された本市の都市公園等の現状及び問題点を整理します。

### 本市の都市公園等の配置

都市公園等の分布図や人口分布との関係から本市の都市公園等の配置についての現状を整理します。

#### ①都市公園の分布特性

本市では、「2-4 本市の歴史とみどりの特徴」で述べたように、歴史的なまちなみや寺院及び神社が多くある旧市街地では計画的な都市公園等の配置が行われていないのに対し、住宅地開発が行われた地域では計画的に都市公園等が配置されています。そのため、地域によって、都市公園等の分布には差が生じています。

また、公園種別として、街区公園が大半であることから、地区公園や近隣公園のある地域は少なく、それぞれの地域において、理想とされる住区基幹公園の重層的な配置になっていない地域もあります。一方、地区公園や近隣公園の役割を面積の広い街区公園や都市緑地が担っている地域もあり、都市公園等の種別だけでは評価できない一面もあります。

#### ②その他の施設の分布特性

本市では都市公園の整備されていない地域において、地域の協力のもとちびっこ広場や児童遊園を設置し、児童の健全な遊び場の確保に努めています。

なお、今後、子どもの人口が減少し、一定の役目を終えたちびっこ広場の遊具は存続に関する意向を地元自治会に確認し、了承の上で廃止手続きを行う予定ですが、廃止後の空間については後述する考え方に則り、地域が主体となって進めるニーズ把握や活用方策検討を支援します。

### 市民の都市公園等の利用実態

ビッグデータによる利用者調査から本市の都市公園等の利用実態についての現状を整理します。

#### ①公園ごとの利用者数

本来、広域からの利用が想定されている運動公園や地区公園、近隣公園は当該地域の中でも利用者数が多く、本来の役割を果たしています。

街区公園については、主要駅周辺の公園や住宅地内にある比較的面積の広い公園の利用者数が多い傾向があります。利用者の多さは、遊具の新しさや充実が影響しており、整備当時から遊具の更新が行われていない公園はほとんど利用されていない状況にあります。

## ②新型コロナウイルス感染症の流行下での公園利用の変化

新型コロナウイルス感染症の流行下において、生活様式が変化する中で、公園に対する認識が変わった方々がおられ、憩いを求めて公園を利用した人がいる一方、利用者の増加した公園の利用を控えた人もいました。

また、これまでと変わらず、公園を利用している方も多くみられましたが、一方、公園に限らず、外出自体を控えた方々もおり、その影響が見られました。

## 公園に対する市民意識

公園利用者や子育て世代の保護者、小学生へのアンケート調査から公園に対する市民意識を整理します。

### ①市民が公園に求めるもの

屋外で身体を動かすために公園を訪れている市民が多く、性別、年齢を問わず同様の傾向を示しました。

また、公園の魅力を高めるためにも屋外で身体を動かすことができる環境が重要であると答える市民が多く、その方法についての多様性を高める公園の使い方を求める声が聞かれました。

子どもたちからは公園でボール遊びができること、小さい子どもをもつ母親からは子どもの成長に合わせた遊具の設置の要望が多く聞かれました。ボール遊びや犬の散歩は現在禁止されていますが、それらを可能にしてほしいとの要望も多く聞かれる一方、周辺の住宅への影響やマナー違反を心配する声もありました。

本市が公園の役割の1つとして位置付けている防災に関してはあまり意識されておらず、その使い方も防災倉庫の設置や防災訓練の実施など、限定的です。

### ②市民の公園に対する問題意識

市民にとって、都市公園等は身近な存在ではありますが、整備や維持管理を担っている市民は一部であり、常に問題意識を持っている市民は多くありません。

しかし、公園を魅力的な場所とするための検討について、参画を希望する子育て世代の保護者や小学生が多く見られることから、都市公園等のマネジメントに参画する機会を設けることで公園に対する当事者意識を醸成することが可能であると考えられます。

## 2-9 現状と問題点を踏まえて本計画で対応すべき課題

社会的潮流や本市における都市公園等の現状と課題を踏まえて、本計画では以下の課題に対応することとします。

### 市民の公園への“関わりしろ”の拡充・“使いこなし”の支援

本来、都市公園等は、良好な都市環境の提供、都市の安全性の向上、市民の憩い・活動の場の形成、豊かな地域づくり・地域の活性化を担う役割があり、市民の日常を支える存在ですが、利用の少ない街区公園等では特にその存在を地域の中で感じることもなく、周辺住民にとって日常的に問題意識をもつ対象となっていないのが現状です。

また、「子どもを連れて遊びに行く」など、公園への訪問目的が明確であり、直行直帰で向かう方が多く見られました。外出のついでに公園へ立ち寄るなど、何気ない日常生活の中に公園が常に存在するところまでは至っていないようです。

ニューノーマル時代において、都市公園等のオープンスペースは、市民の日常的な課題解決を行う場所として重要な役割を担う可能性を秘めており、公園の存在を身近に感じる機会や様々な目的で訪れることが増えると想定されます。

身近にある都市公園等を自分ごととして考えられる市民を増やすため、市民が関わりたくなるような余白である「関わりしろ」を拡充し、都市公園等を日常的に使いこなしてもらうことで、地域の中での暮らしの核として、都市公園等の存在意義を向上させることができます。

また、使いこなすだけでなく、プレイヤーとして地域にある都市公園等のマネジメントを担うことができる主体の育成をすることも必要です。

### 効率的なストックマネジメントの実現

本市の都市公園等は小規模な街区公園が多く、管理のための行政負担が大きく、全てに十分対応しきれていないことから、公園施設の老朽化や不十分な管理等、問題が顕在化してきています。

一部の公園については、市民ボランティアによって管理されているものの、構成員の高齢化等、その活動の継続性に不安も生じています。

今後ますます少子高齢化や人口減少が進み、財政的な逼迫も想定されていることから、今あるストックを効率的に管理運営していくことが求められています。

## 利用者ニーズを把握し、公園運営にフィードバックする仕組みづくり

都市公園は地域間の交流・連携の拠点となり、快適で個性豊かな地域づくりには必要不可欠であるとされていますが、新型コロナウイルス感染症拡大により、屋外空間の重要性が再認識され、ニューノーマル時代においてますます都市公園等が担うべき役割が増すことが想定されています。

また、都市公園等がある地域の住民も時代とともに、子どもが成長したり、生活スタイルが変わったり、それぞれの時代にに応じて求める都市公園等へのニーズは変化しています。

現状では、遊具の老朽化等への対応は進めているものの、都市公園等の整備時から仕様を大きく見直すことはできていません。ストックマネジメントの観点からハード整備において対応していくことには限界はあるものの、ソフトの取組によって、時代とともに変化するニーズに対応することは可能であると考えられます。

地域住民や地域活動団体と対話を継続的に行うことで、常に変化するニーズを把握し、それに対応するための取組をともに検討していく仕組みづくりを行うことが必要です。

また、現在の利用者だけでなく、利用していない人のニーズや利用者の中にある潜在的なニーズについても、情報発信や意見交換を行うことで把握し、利用者拡大につながる取組を検討していくことも必要です。

## 画一的な仕様・ルールと利用状況とのギャップ解消

現在市内の都市公園等では、ボール遊びやペットの散歩禁止など、利用に関する画一的なルールが設けられています。しかし、ボール遊びやペットの散歩をしたいとの声も多く聞かれ、利用状況とのギャップが生じています。

都市公園等に対するニーズは、地域や利用者の状況によって異なるため、現在の画一的な仕様になっている公園では、そのニーズに対応しきれていません。これら現状とのギャップが利用者数の少なさにもつながっており、都市公園等が地域づくりに生かされていないのが現状です。

そのため、地域特性や利用者の状況を把握し、住民と対話する中で、既存の都市公園等の仕様やルールを柔軟に対応させることが必要です。

また、現在の都市公園等は子どもたちやファミリー層、高齢者といったように利用者が限定されている傾向が見られます。

現在利用の少ない人々が新たに都市公園等を利用したくなるような、仕様やルールを検討することも必要です。

## 多様な主体と連携した公園づくり

現在、本市では老朽化した遊具の更新等を行い、都市公園等の維持に努めています。利用者の多い公園は魅力的な遊具がある、整備が行き届いている等、維持管理の状況に比例している面も見られます。しかし、変化の早いニーズへの対応が迅速に行えていないのが現実です。

近年、都市公園法の改正により、都市公園等の魅力向上のため民間事業者のアイデアとノウハウを活用している事例も多く見られるようになり、本市においても鴻ノ池運動公園等でその取組は始まっています。

民間活力の導入にあたっては、時代や地域のニーズを把握するために社会実験などを行うことが必要です。地元で密着した事業を行っている民間事業者にとっても社会実験への参画であれば比較的容易であるため、小規模な都市公園等においても民間活力導入の可能性が広がると期待されます。

変化の早いニーズへの迅速な対応を実現するために、行政だけでは実現することが難しい公園の魅力向上を民間事業者との協働で検討していくことが重要だと考えています。

## 公園の配置や社会情勢等を踏まえた各公園の役割・機能のアップデート

本市はならまちのような古くからの市街地、鉄道駅を中心として開発されたニュータウン、市域東側に広がる山間地、市域面積で大きな割合を占める史跡や神社仏閣など、それぞれの地域によって、まちの形成過程が異なり、一部の地域では計画的に都市公園等が配置されていない経緯があります。

そのため、居住エリア内において、本来備わっているべき機能ごとに重層的な公園配置が行われておらず、同質な公園が集積しており、十分な機能分担が図られていない地域もあります。

一方、国や県が管理する奈良公園や平城宮跡歴史公園の広大な緑地空間や点在する神社仏閣内にある緑地などが、市民の憩いの場となっており、都市公園等が本来果たすべき役割を担っている一面もあります。

本計画では、本市が管理する都市公園等を対象としていますが、市民生活を緑地空間で豊かにすることを目的としているため、本市の特性でもあるその他の緑地の存在も加味し、ストックマネジメントの観点からも既存の都市公園等を最大限に生かす方策を考えることとします。



# 03

---

都市公園等のマネジメントにおける

基本的な考え方

### 3-1 都市公園等のマネジメントを通じてめざす将来像

本計画では、以下の将来像の達成を目標とし、都市公園等のマネジメントに取り組みます。



#### 将来像の趣旨

“日常に公園のある暮らし” それは…

##### ①公園を介して出会い・交流がある暮らし

公園は、何をするとところでしょうか。

“屋外で身体を動かす” “自然やみどりの豊かさを楽しむ” “ゆっくりと時間を過ごす” もちろんこれらも公園を訪れる目的としては十分です。

しかし、公園でできることはもっと自由であってもいいはずで。奈良市の公園では、市民が「公園でできたらいいな」と思うことを実現していくことで、公園の機能を多様化していきます。その結果、さまざまな目的で公園を訪れる人どうしが、出会い・交流することができる。そんな暮らしの実現を目指します。

##### ②お気に入りの公園がある暮らし

『サード・プレイス』。それは、家でも職場でも、学校でもなく、自分が思い思いに過ごすことができる場所。

小さな公園は、それ一つでは、多くのニーズに応えることはできません。しかし、近くにある公園どうしが役割を分担しあい、また公園間を行き来したくなるようなネットワークを作ることで、地域における居住者や利用時間帯等に応じて異なるニーズを満たすことが可能です。

そうすることで、身近な場所に、市民それぞれにとってのサード・プレイスとなる公園ができ、居場所の選択肢を増やすことで豊かな暮らしの実現を目指します。

##### ③自分たちで居場所を編集する暮らし

住まいやお家の庭などは、住まい手のライフステージの変化などに応じ、暮らし方が変われば、それに合わせ住まい手により作り替えられるものです。

これは、公園も同じであるといえます。

市民一人ひとりが、公園を自分たちの住まいや庭のように捉え、使いこなし、手入れする。さらに、地域や時代のニーズに合わなければ、それらの在り方について話し合い、編集し続けることができる、そんな暮らしを目指します。



## 3-2 将来像を達成する上で重視する視点

将来像の実現を目指す上では、次の視点を重視し、整備や管理・運営といった都市公園のマネジメントを展開します。



### まずは関係者間で対話する

公共施設である都市公園等については、様々な潜在的利用ニーズがあります。

都市公園を使いたい人（ユーザー）をはじめ、周辺地域の人々や都市公園を管理する人など関係者が同じテーブルにつき、過去の経緯を踏まえた対話を通じ、目指すべき公園の在り方を共有し、できるだけ多くの人々が都市公園のもたらす効果を楽しむ整備や管理・運営の方法を模索することが大切です。

### 気軽にトライしてみる

良好な都市公園等の整備や管理・運営には、それ相応のコストや負担がかかるものです。しかし、背景となる社会情勢の変化が目まぐるしく、行政の財源も限られる中、大きな投資を行うことは困難と言えます。

小さくても気軽に、公園に変化をつくる取組にトライすることで、「多くの人に共感を得られたか」「取組を続ける上での課題はないか」という検証を重ねながら、その変化を大きく育てることが大切です。

## 地域の魅力を生かす

都市公園等を魅力的にするために活用できる資源や活躍する人材は、意外と身近に存在するものです。まずは、これらを生かすことで、公園だけでなく自分達の地域をより深く誇れるようになるとともに、地域を元気にすること（ローカル・エコシステムの形成）につながる可能性があります。

それでも足りなければ、地域の外で活躍する人材や企業を巻き込み、取組を拡大していきます。

## ルールとマナーのバランスを取る

すべての人が、気持ちよく都市公園等を利用するためには、最低限のルールが必要です。しかし、多すぎるルールは、せっかくの都市公園等が持つポテンシャルを活かしきれないだけでなく、少し窮屈な印象を与えてしまいます。

一方で、都市公園等で行われる行為全ての調整を、利用者のマナーに委ねることも、一足飛びには難しい側面があるといえます。

そのため、公園ごとの規模や形質、利用ニーズなどを踏まえ、ルールとマナーの適切なバランスを取ることで、できるだけ多くの人が快適に利用できる調整が大切です。

## 更新し続ける

適切な維持管理を継続していても、いずれ都市公園等の老朽化や劣化は避けられません。また、利用者のニーズや都市公園等に求められる役割は、その時々の人々のライフスタイルや価値観によって変化していくものであるといえます。

そのため、定期的に、都市公園等を通じて提供されるサービスと利用者のニーズがマッチしているかを観測するとともに、必要に応じ、都市公園等の在り方やその管理運営の方法などを更新し続けることが大切です。

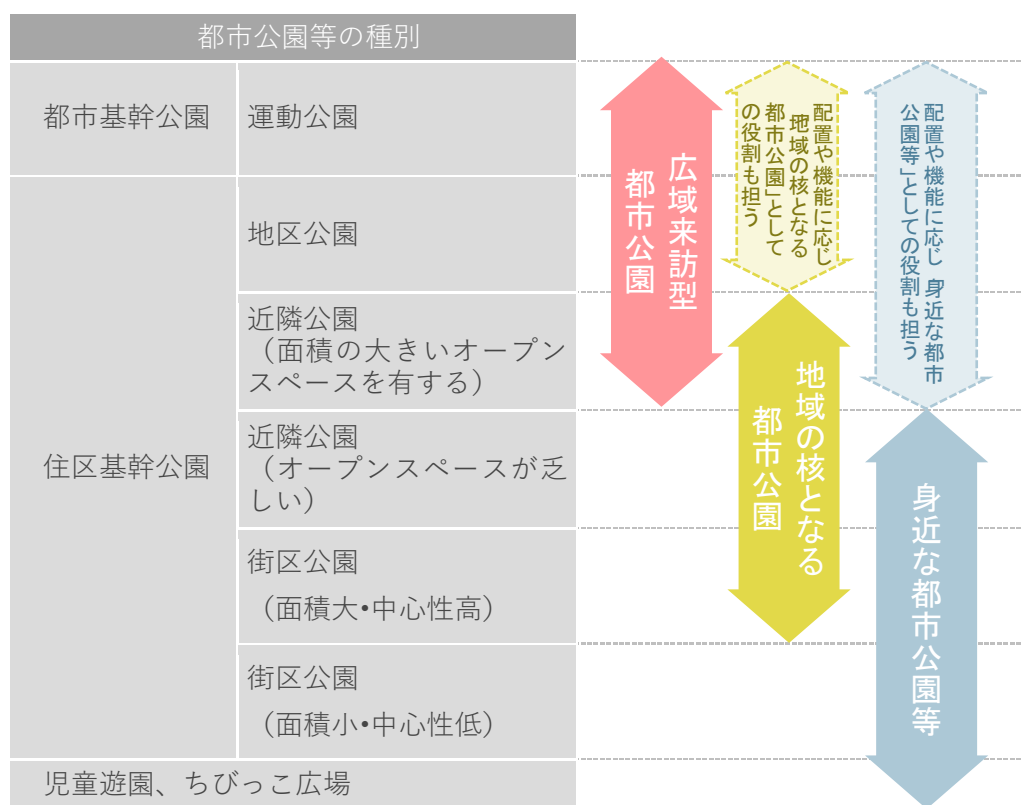
### 3-3 現状を踏まえた都市公園等の役割分担

都市公園の役割分担は、住区基幹公園や都市基幹公園をはじめとする公園種別に応じたものとなりますが、歴史的市街地を有するとともに、傾斜のある丘陵地に住宅市街地を形成してきた本市においては、必ずしも理想的な公園配置となっていない地域もあります。

そのような中で、市民がそれぞれの公園の特性を踏まえ、自分達のライフスタイルに応じて、公園を使いこなしてきた本市では、その背景を踏まえ、「広域来訪型公園」「地域の核となる都市公園」「身近な都市公園等」といった大まかな役割分担を行うことで、都市及び地域全体で選択性の高いサービスを展開し、将来像の達成を目指します。

なお、その配置や機能によっては、「地域の核となる都市公園」が「身近な都市公園等」の役割を果たす場合や、「広域来訪型公園」が「地域の核となる都市公園」や「身近な都市公園等」の役割を果たす場合もあります。

これらの各公園が役割分担を図りながら、相互のネットワークを形成することで全体のニーズを満たし、「日常に公園のある暮らし」の実現をめざします。



#### 広域来訪型都市公園

- ・広域からの来訪を想定
- ・多様なニーズを満たす機能を確保

#### 地域の核となる都市公園

- ・地域全体からの来訪を想定
- ・遊戯・軽運動・集会等の利用を基本にニーズに応じた機能を確保

#### 身近な都市公園等

- ・徒歩 10 分圏からの来訪を想定
- ・複数の相互補完により、地域居住者のニーズを踏まえた機能を確保

## 広域来訪型都市公園

多様な来訪目的を持ち、本市全体からの来訪や、場合によっては近隣の他市町村からの来訪までを想定する比較的大規模な都市公園です。

既存の公園緑地としての豊かな緑などとの調和を図りつつ、市民ニーズを踏まえ、個別の公園が持つ特性を生かしたレクリエーションをはじめとした都市の様々なニーズを満たすサービスや機能の充足を図ることで、都市魅力の向上に寄与するものとしします。

また、防災上は、奈良市地域防災計画において明確に位置付けて、避難場所としての機能を有する防災公園としての役割も担います。

## 地域の核となる都市公園

地域コミュニティの中心として、地域<sup>※1</sup>のニーズに応じた多面的な機能を積極的に確保する都市公園です。

特に市内の公園の利用者全体のうち多くを占める子どもの遊戯利用、及び高齢者の軽運動利用（散歩等）を満たすことができる機能に加え、地域コミュニティが集会等を行うことができる広場機能の確保を目標とします。

また、防災上は、奈良市地域防災計画と連携することで、避難地機能の一部を担うとともに、身近な防災活動拠点として災害時に備え、平時から地域のコミュニケーションを育む場として機能するものとしします。

※1 地域：地縁によるコミュニティの範囲で、概ね中学校区や一つの住宅団地、自治連合会等の区域を範囲として想定します。

## 身近な都市公園等

都市公園等から概ね徒歩10分の徒歩圏の居住者等が気軽に来訪することができる街区公園や児童遊園、ちびっこ広場です。

身近な都市公園等が有する機能は、周辺の居住者層や居住者ニーズ（住宅地でない場合は、周辺の土地利用や利用者ニーズ）を踏まえたものとししますが、小規模な都市公園等が多い本市においては、同一地域内における複数の身近な都市公園等の機能分担・連携により地域全体のニーズを満たすことを目指します。

また、防災上は、自治会における班や組といった小さな単位のコミュニティが災害発生時に集合するなど、避難行動の起点となる場として機能するものとしします。

なお、これらの都市公園等を緑の拠点として、河川や道路を生かした緑のネットワークにより点～線～面と広がる緑豊かな地域を形成することを目指します。

これは広域災害時に備えた機能分担やリスク分散の側面からも不可欠であると考えています。

## 公園が「デレデレできる場所」になればよいのではないのでしょうか

奈良市公園マネジメント基本計画策定懇話会  
神戸女子大学教授 梶木典子

公園というのは、まちの「リビングルーム」のような空間です。

では、家のなかの「リビングルーム」で日常的に繰り広げられているのはどんなことでしょうか？建築家の故・宮脇檀氏は、リビングルームを「家族がデレデレする場所」と述べていました。みんなで同じことをしなくても、気配を感じながら好きなことをしている、一緒に何かをしても良い。私は「デレデレする」という言葉が、居心地の良いリビングルームを表す素敵な表現だと共感しました。そして、家中の一番楽しいものをリビングルームに集めれば、家族も自然と集まり、まさしく家の中心の空間となるでしょう。

「公園」も地域の住人たちが出会い、子どもも大人も、各々が好きなことをしている、一緒に何かをしても良い、そんな「デレデレする」空間であったら良いのではないのでしょうか。身近な地域に、人々がなんとなく「デレデレできる場所」があると、そこに寄ってくる人たちは気楽に過ごせるでしょうし、子どもたちが安心して遊べ、会話が生まれ、ワクワクするような新たな融合が始まるかもしれません。

家にリビングルームがあるように、まちにリビングルームのような公園がある暮らし。そんな地域であれば、毎日、楽しいことが増えそうです。そして、自分の暮らしはもちろん、公園も地域も、住人にとってかけがえのない大切な存在となってくるはずです。

## パークライフとは公園の魅力を感じて生きることだ

奈良市公園マネジメント基本計画策定懇話会  
大阪公立大学准教授 武田重昭

シャワーを浴びると、日焼けした首筋がひりひりと痛い。そういえば先週末は、夏の始まりを告げるような快晴で、帽子も被らずに公園で一日を過ごしたのだった。

いつもの見慣れた公園に、その日はたくさんのテントが軒を連ね、いくつものラグが広げられた。食べ物のいい匂いが辺りを包み込み、色とりどりの花束やアクセサリーは目を楽しませ、体験型プログラムでは子供たちの笑い声が響きあった。大きな樹木がつくる木陰が、動き始めたばかりの虫たちが、ときおり吹き抜ける冷涼な風が、生き生きと自然を肌で感じさせてくれる。いつもの公園が、いくつものしあわせに満ちていた。

このしあわせな風景を支えているのは自然と人だ。どんなに開発が進んでも、僕たちの生きている環境の基盤には自然がある。僕たちはいつだって、コントロールすることのできない自然とともに生きている。人の生活はそのうえにある。どんなに社会の分断が進んでも、僕たちが生きている都市の価値は人と人との交流が作り出す。コロナ禍で僕たちはその必要性をあらためて実感した。公園はそのどちらもを感じることができる場所だ。そしていい公園には、それらの調和があり、それぞれの魅力を高めあっている。

パークライフとは、このような公園の魅力を感じて生きることだ。しかし、公園で過ごす時間だけがパークライフなのではない。公園にいるときだけがしあわせであったとしても幸福な人生とは言えない。公園のしあわせは、日常生活のふとした瞬間にあたらしい悦びや満ち足りた気持ちを運んでくれる。それはシャワー中の鼻歌に、通勤電車の車窓に、歯磨きする鏡の向こうの自分に、思いがけず現れる。いつも暮らしのそばにある公園の幸福感。パークライフはそんな風に人生を豊かにするものだ。僕の体の中にはまだ、日曜日の公園の熱が残っている。



# 04

---

都市公園等のマネジメント

における推進方策

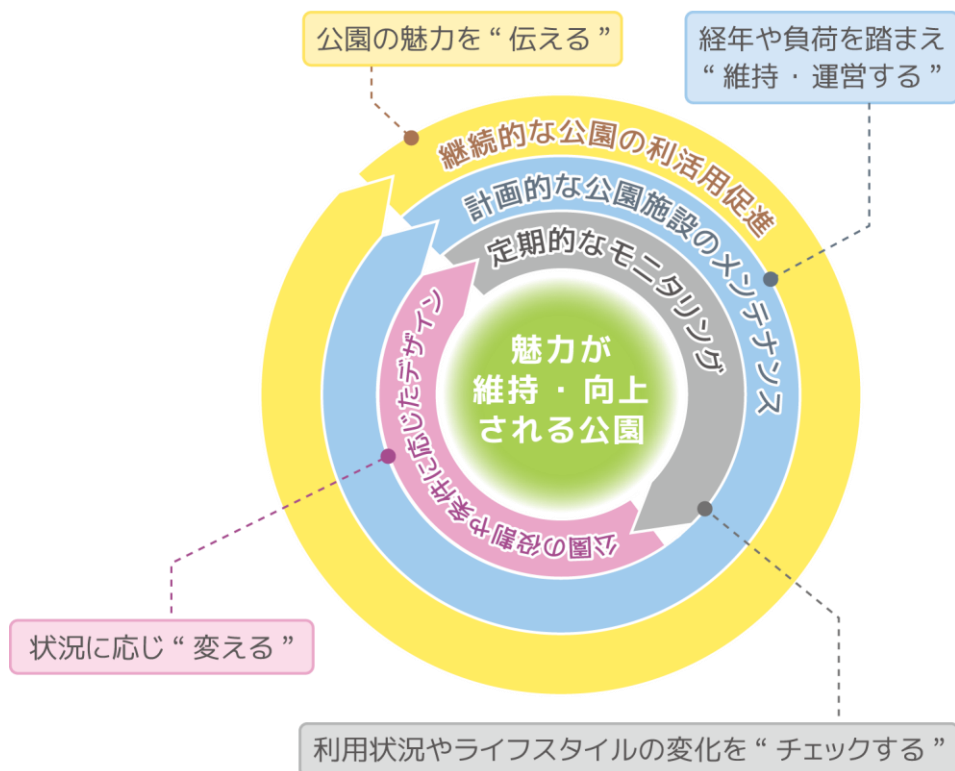
### 4-1 都市公園等のマネジメントに関する基本的な方向性

奈良市には、魅力的な都市公園が多数点在しています。しかし、利用者が知らなければ、利用にはつながりません。そのため、公園の魅力を“伝える”「継続的な公園の利活用促進」の取組が大切であるといえます。

一方で、利用の増加は公園施設等への負荷につながります。魅力的な公園を長期にわたり維持するためには、本市の財政状況も鑑み、経年や負荷を踏まえ“維持・運営する”「計画的な公園施設のメンテナンス」に取り組んでいくことも必要です。

また、これまでの都市公園等の整備は、サービスの均一化・最低限水準の量的確保（ミニマム・スタンダード）の視点から、概ね画一的な整備や管理がなされてきました。しかし、人口減少や高度かつ急速な情報化といった時代の変化に伴い、市民のライフスタイルが変容・多様化することで、都市公園等に対するニーズは利用者層により様々となっていることから、ニーズとサービスの不一致が発生している都市公園等も散見されます。そのため、利用状況や利用者のライフスタイルの変化“をチェックする”「定期的なモニタリング」を行いながら、把握された地域の実情を踏まえ、状況に応じ“変える”「公園の役割や条件に応じたデザイン」といった丁寧なプロセスに基づくサービスの改善が求められます。

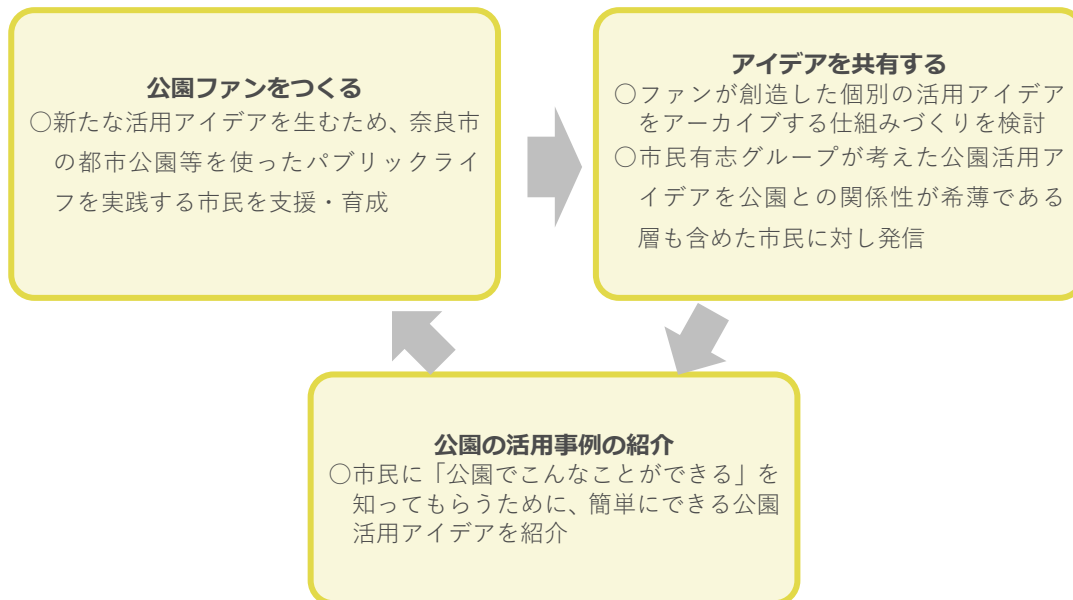
しかし、ライフスタイルの変容は、徐々に、そして常に生じているものであり、常にニーズと公園サービスの不一致が生じる可能性を内在しています。本市では、このような状況に順応的に対応するため、「公園の魅力を“伝える”」「経年や負荷を踏まえ“維持・運営する”」「利用状況やライフスタイルの変化を“チェックする”」「状況に応じ“変える”」の4つの柱とした取組を絶えず展開することを基本的な方向性として定め、都市公園等全体の効果的・効率的なマネジメントを図ります。



## 4-2 “伝える” / 継続的な公園の利活用促進

### 4-2-1 市民による公園の利活用促進サイクルづくり

都市公園等の利活用を促進することで、都市公園等が持つ媒体効果の向上を図ります。そのためにも、都市公園等を積極的に利活用する市民の育成を図るとともに、魅力を発信するための事業の展開を図ります。



都市公園の魅力を発信するための取組イメージ

#### 利活用の促進に係る具体的な取組

##### ▶ 「パーク・ライフ・ミーティング」への実践者の参加促進

「これからの公園」をテーマとした講演会・座談会である「パーク・ライフ・ミーティング」を継続開催し、公園利用者どうしが交流・情報交換する機会として活用します。

##### ▶ 「パーク・ライフ・ラボ」の継続展開

「パーク・ライフ・ラボ」は、公園の新しい使い方を提案し、実践するワークショップを通じて、まちづくりや公園利活用のプレイヤーを発掘・育成する取組です。

この取組を継続展開することで、公園の活用アイデアを創造し、実践する公園ファングループの立ち上げを図ります。

##### ▶ SNS アカウントの立ち上げ

主に公園のファングループが運営する SNS アカウントを立ち上げることで、公園の活用アイデアの日常的な発信を図ります。

##### ▶ 公園利活用のアイデア集の作成

SNS やパーク・ライフ・ミーティングを通し、利活用のアイデアが蓄積した段階で、アイデア集（周知ツール）を作成します。

## 4-2-2 公園利活用に係る手続や公園でできることの周知

「使用許可」「占用許可」といった都市公園等の利活用に係る手続に関する周知を図ります。また、手続だけでなく、それらの許可により具体的にどのようなことができるようになるのかについて、理解の促進に努めます。

### 利活用の促進に係る具体的な取組

#### ▶ 「公園利活用ガイド（仮）」の作成

都市公園等の「使用許可」「占用許可」をはじめとした利活用に関する手続をワンストップで整理するとともに、市民活動等の公園活用例を紹介することで、市民にとって公園活用を行う上で参考となるガイドブックの作成を検討します。

また、合わせて、市民の利活用に対する事前相談等に応えることができる体制の構築を図ります。

#### ▶ 子育て支援や教育分野との連携による公園活用リテラシーの向上の取組

小中学生の頃から、公園が馴染み深く、マナーを守れば様々なことができる場所であることや、公園を自分たちで手を入れていくことができることなどを知ってもらえるよう、子育て支援や教育の分野とも連携を図りながら、幼少期から公園活用に対するリテラシーを育むプログラムの展開を検討します。

## Reference

### 奈良市子ども会議

奈良市では、子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策について、子どもが意見表明をし、参加する場として「奈良市子ども会議」を設置しています。

2018（平成30）年度には、「子どもの遊び場」について話し合いをし、その結果を基に、社会実験イベント「まちの食卓」が実施されるとともに、令和4年度以降の「子どもセンターへの屋外広場の設置」や「移動あそび場事業」といった施策につながっています。

2022（令和4）年度奈良市子ども会議では、新たに「子どもの遊び場づくり」をテーマに開催するなど、今後も、子どもの意見を取り入れながら、子どもがのびのびと利用できる遊び場や公園の在り方について検討していきます。



### 4-2-3 利用者の声を汲み取る仕組みの構築

マーケティングの観点からは、利活用が進む中で得られる利用者情報や意向を汲み取り、新たな整備や管理・運営、さらには戦略的な情報発信を展開していくための仕組みの構築を図ります。

#### 利活用の促進に係る具体的な取組

##### ▶ SNS 等を活用した利用者とのコミュニケーションツールの検討

SNS 等を活用することにより、利用者の意見を汲み取る仕組みをつくることで、市民ニーズを継続的に把握します。

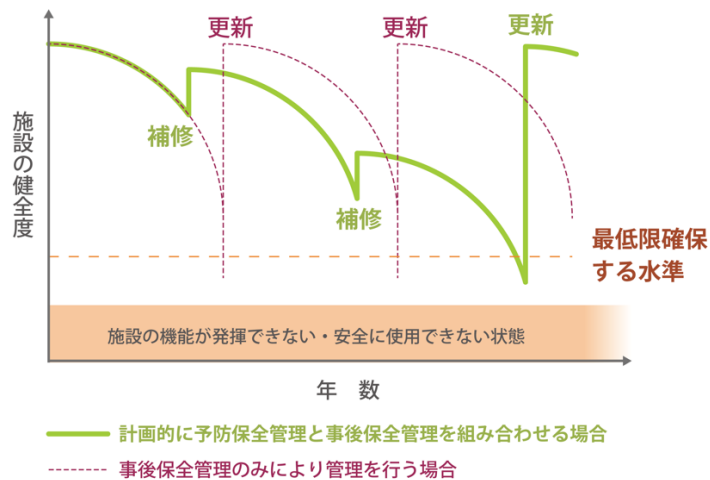
また、要望だけでなく、市民のおすすめスポットなどの情報も集約することで、広報等のコンテンツをストックします。

## 4-3 “維持・運営する” / 計画的な公園施設のメンテナンス

### 4-3-1 長寿命化対策等による施設のライフサイクルコスト縮減

公園施設の老朽化が進行するとともに、財政がより逼迫することが想定される今後においては、これまで以上に計画的なメンテナンスを展開することが求められます。

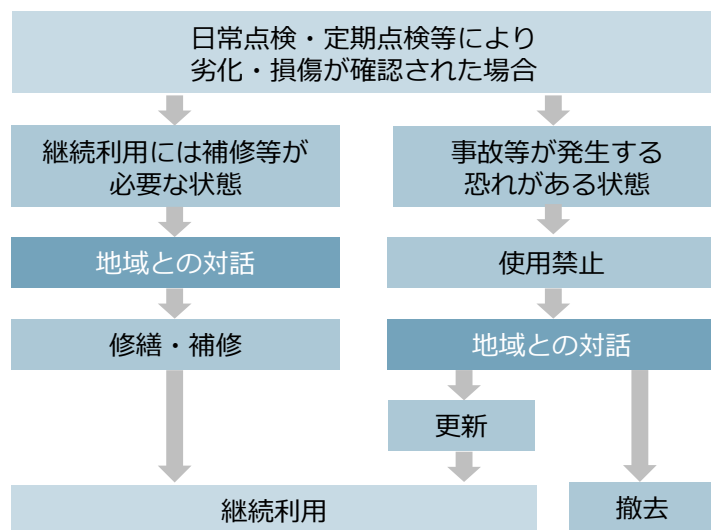
そのため、長寿命化計画の考え方にに基づき、機能が発揮できなくなった施設の撤去・更新を行う「事後保全管理」に加え、計画的に補修することで、施設の劣化・損傷を未然に防ぎ長持ちさせるための「予防保全管理」により、長寿命化対策等により施設のライフサイクルコストの縮減に努めます。



なお、「予防保全管理」及び「事後保全管理」の必要性の判断にあたっては、日常的な巡視点検と、専門技術者等が定期的に行う「定期点検」により行うものとします。

また、公園施設の種類は多種多様であるとともに、長期にわたり設置するものについては、将来的に利用者のニーズに合わなくなり、その機能が十分に発揮されないことも想定されます。

そのため、修繕・補修や撤去・更新の実施にあたっては、地域との対話に基づきその判断を行うものとします。



## 効率的なメンテナンスに向けた具体的な取組

### ▶ 遊具定期点検の業務委託と日常点検の充実

専門的見識が必要となる遊具の定期点検について、公園施設製品安全管理士・公園施設製品整備技士の資格を有する技師に委託し、年に1回以上の遊具の点検を行い、利用者が安全・安心して利用できる公園づくりを実施します。

また、職員による日常点検においては、遊具や遊具以外の公園施設（フェンスの損傷や樹木の越境など）の点検を行い、公園を快適に利用できるよう努めます。また、現場で遊具や樹木等の写真を撮影し、記録として日常点検報告書に添付しています。

日常点検の様子



## 4-3-2 市民との連携による公園ハザードの事前抑止

管理の一環として、見回り等の日常点検を行いますが、予期せぬ公園ハザードを極力抑止できるようにするため、即時的に市民との情報共有を行い、公園施設の劣化・損傷の早期発見、迅速な対応を図ります。

## 市民との連携を想定した具体的な取組

### ▶ 公園施設通報システムの導入

市民が端末等からアクセスし、問題の箇所の写真等を投稿することで、公園施設の不具合を即時的に通報することができるシステムの構築を図ります。

また、通報システムで共有された公園施設の不具合については、その対応経過について随時確認できるなど、双方向の情報共有を図ることができるよう検討します。

### 4-3-3 公園のユニバーサルデザインの遊び場の推進

本市では、全ての子どもの遊ぶ権利を実現し、インクルーシブで持続可能な社会へ前進するためにユニバーサルデザインの遊び場づくりを推進します。

また、公園を安全安心して利用するため、バリアフリーなどに配慮したアプローチ動線を提供します。

既存階段に取り付けられた手摺り



公園内に設置されたスロープ







## 4-4 “チェックする” / 定期的なモニタリング

### 4-4-1 アウトプット評価

本計画に基づき、事業や制度といった施策が企画・運用されたかなど、「取組実績」に基づく評価を行います。

本計画は、公園管理者をはじめ、さまざまな分野の連携により実現を図るものことから、評価にあたっては、各担当セクションに関連する取組実績の照会を行うとともに、優れた実績がある取組や、進捗が乏しい取組などについては、その原因の分析を行うことで、施策の改善につなげます。

### 4-4-2 社会動向の変化に関する把握

より時勢にあった取組を展開していくために、都市公園等の在り方や市民ニーズ等にも大きな影響があると考えられる社会動向の変化を定期的に調査・把握します。

#### 社会動向の変化を把握する上で重要となる視点例

##### ▶ 人々のライフスタイルや価値観の視点

近年では、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響から、屋外での生活に対する需要が増加するとともに、制限のある中、対面での交流に対するニーズが高まったといえます。さらに、情報化社会が進展する中、「モノ消費」から「コト消費」、「所有」から「シェア」に重きが置かれるなど、物質的な豊かさから、体験的な豊かさへ価値観がシフトしつつあるとされます。

このようにライフスタイルや価値観は、都市公園等の在り方においても大きな影響があると考えられるため、どのような変化があったか、またその原因と考えられる事項を併せて把握することが必要です。

##### ▶ 社会構造に関する視点

人口減少、少子高齢化の進展など人口構造は大きく変化しています。これに伴い、地縁組織などの従来的なコミュニティの希薄化が進んでいます。

一方で、ICT技術の進展に伴う SNS の普及などにより趣味や副業等を通じ、世代や空間を超えた新しいテーマ型のコミュニティが生まれています。

公園の使い手や管理主体を考えるにあたっては、重要な視点となることから、社会構造を継続して観測することが必要になると言えます。

##### ▶ 都市づくりの動向に関する視点

都市公園等は都市やまちを構成する一つの要素です。民間敷地において、公園に類する空間を設けることができる制度が創設されるなど、今後は、都市公園等を代替する空間が奈良市においても生まれるかもしれません。また、都市開発や移動環境の変化など、まちづくりに関するプロジェクトがきっかけで、居住者や来街者の分布が大きく変化することも想定されます。

このような、都市づくりやまちづくりの動向をチェックすることも大切です。

### 4-4-3 アウトカム評価

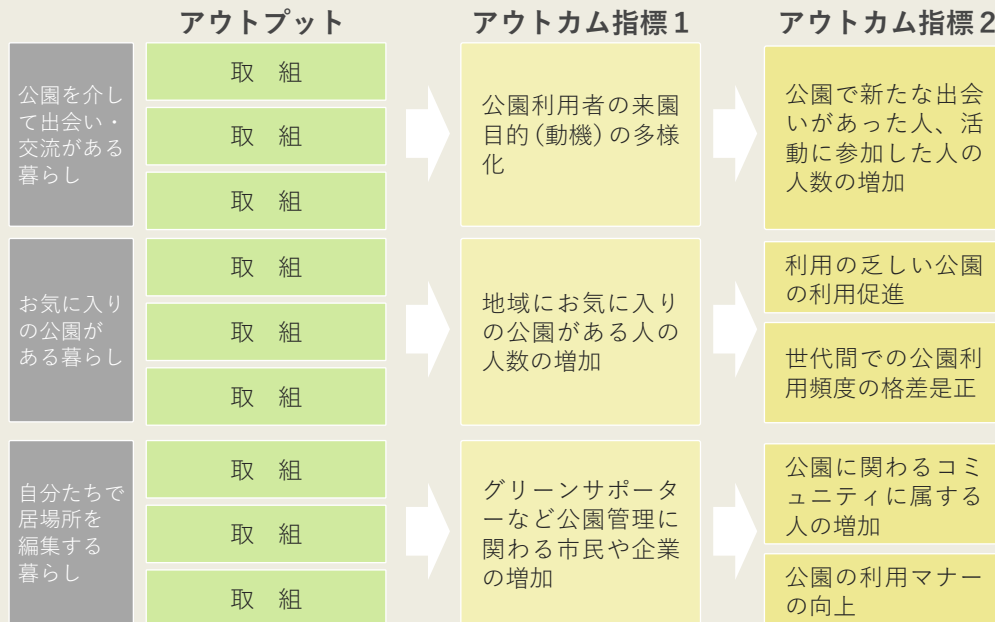
アウトカム評価は、取組によりどの程度、目標が達成されたか、また社会的にどの程度の影響を与えることができたかといった成果に対する評価です。本計画に基づき、具体的な取組を企画するにあたっては、その取組により得られる効果とそれを図る指標を明確にし、取組の開始段階と評価段階の変化を把握することが必要です。

#### アウトカム評価の視点例

##### ▶ 本計画の将来像に近づいているか

本計画では、「①公園を介して出会い・交流がある暮らし」「②お気に入りの公園がある暮らし」「③自分たちで居場所を編集する暮らし」を総括した「日常に公園のある暮らし」を将来像と位置付けています。

これらの将来像が実現に近づいているかという視点で、取組の成果を評価します。



アウトカム指標の設定イメージ

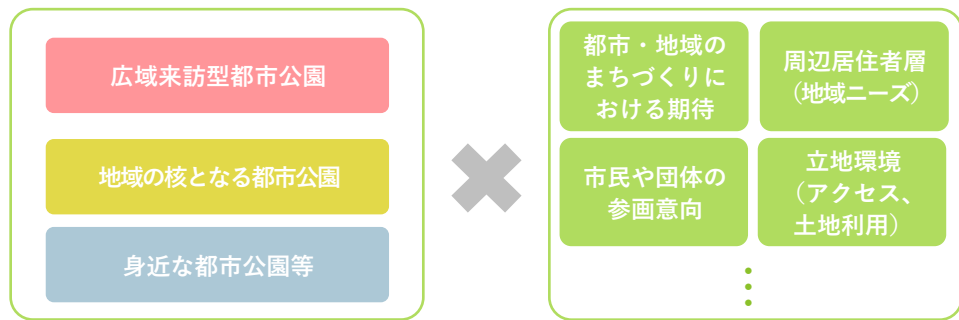
##### ▶ 効果的な“経営”が図られているか

本計画では、取組の結果、効率的な公園経営がなされたかといった視点も重要になります。そのため、公園管理・運営に係ったコストなど、財政の負担に関する変化についても把握することが望まれます。

## 4-5 “変える” / 公園の役割や条件に応じたデザイン

### 4-5-1 デザイン手法やアイデア選択の考え方

大まかな役割と条件となる地域特性等を踏まえ、将来像の実現に向けて必要となる整備・管理・運営手法とそのアイデアを適切に選択することで、公園の魅力化を図ります。



都市公園等の役割

条件となる地域特性等

都市公園等の役割や条件を踏まえ、  
必要な手法を選択（デザイン）



目標（将来像）の実現に向けた手法（ラインナップ）

## 4-5-2 公園の役割や条件に応じたデザインの検討手順

公園個別の課題だけでなく、地域内における公園相互の関係等に基づく地域の課題を把握することが必要です。これら両視点を持って、地域ごとに公園のビジョンを描き、地域の公園像の実現に向けて必要な対応を検討します。

### 地域の課題を把握する

概ね歩いて行ける範囲で公園利用に関する課題を把握する

#### 課題把握の視点

- ・利用が集中する公園や利用のない公園の有無
- ・地域全体で利用ニーズと公園機能(サービス)のミスマッチがないかなど

### 個別の公園の課題を把握する

地域内の各公園の個別課題を把握する

#### 課題把握の視点

- ・管理不全になっていないか
- ・地域ニーズにない整備となっていないか
- ・地域ニーズに合わない管理ルールとなっていないかなど

### 地域単位の公園ビジョンを描く

地域ごとに公園間でどのような機能分担を図るのかといった視点で都市公園の在り方を検討する

#### 仮説を立てる

「地域の課題」や「個別の公園の課題」をもとに、望まれる利活用など公園の在り方に関する仮説を立てる

#### 仮説を検証する

- ・小さなトライアルや、連携が想定される事業者等へのサウンディングを通じて、仮説として設定した公園の在り方について、検証を行う



#### 検証の視点

想定する利活用等について地域の共感が得られるか  
 既存の利用との齟齬など今後検討すべき課題がないか  
 持続的なマネジメントが可能か  
 連携できるパートナーがいるか

#### 検証方法

- トライアル(社会実験)
- アンケート調査
- 意向調査

### 地域の公園像を描く

検証結果を地域で共有し、対話をもとに地域の公園像を描く

### 再整備・運営管理変更等を行う公園を選定する

地域の課題を踏まえ、整備や運営管理手法の変更の検討を行う公園を選定する

### 対象となる公園の地域特性等の把握

デザイン手法等の検討材料となる地域特性(まちづくりにおける期待、周辺居住者ニーズ、市民や団体の参加意向、立地環境など)を調査し、把握する

### 活用する手法を選定する

対象の都市公園等の「条件となる地域特性等」を把握し、デザイン手法(メニュー)から必要なものを選定する

デザイン手法(メニュー)は51頁~67頁をご参照ください!

地域との協働によるビジョン検討段階

市による具体施策検討段階

## 地域との協働によるビジョン検討の展開方法

### ▶ 地域別ワークショップ

地域単位の公園ビジョンの検討を進めていくために地域別で市民ワークショップを行い、公園利活用におけるアイデアやニーズ、地域課題等を聴収し、公園ごとの活用手法や個別の協定制度指針等に反映する取り組みを実施します。

なお、本計画におけるアンケート調査で多数見られた、「公園をより魅力的にする方法の検討に参加したい」という思いをお持ちの方々を中心に参加者募集を行い、アンケートで寄せられた公園を更に魅力的にするためのアイデアの実現についても検討することとします。

# Design Menu

## デザイン手法の一覧

### A 都市公園等の管理運営

A-1 地域のニーズに寄り添った柔軟な公園利用のルールをつくる	P.52
A-2 多様な機能を発揮するきめ細かい管理を行う	P.54
A-3 市民による公園での活動を育む	P.55
A-4 多様な主体と連携して管理する	P.56
A-5 民間活力を生かして高質な管理・運営を行う	P.59

### B 都市公園等の再整備

B-1 地域で複数の都市公園等の機能を再編する	P.60
B-2 機能を複合化する	P.63

### 今後必要性を踏まえ検討する整備手法

< 占用許可制度を活用した福祉施設等の設置 >	P.67
< 都市公園等の立地再編 >	P.67

## A 都市公園等の管理・運営

### A-1 | 地域のニーズに寄り添った柔軟な公園利用のルールをつくる

- ボール遊びなど、多くの都市公園等において制限されている事項の扱いについて、地域の意向に基づきローカルルールをつくることで、柔軟な公園利用を可能とします。
- ローカルルールづくりにあたっては、地域組織や活動団体、管理者などが参画する協議の場を設けることで、対話を通じ利用者・管理者双方の合意のもとで行うものとします。
- また、公園を魅力的に活用する団体による公園占有・使用行為などに係る手続の簡略化や使用料免除などにより地域等による活用の推進を図ります。

#### 推奨される都市公園等の役割

地域の核となる都市公園

身近な都市公園等

#### 手法を活用するための条件

- 管理への参画意向のある主体がいること
- 連携により公的な管理負担を削減することができること
- 連携により一般の利用者の都市公園等の利用が過度に制限されないこと（ただし、特定の利用目的に特化することが地域で合意されている場合等は除く）

#### 実現方策

- 市において公園利用のローカルルールづくりの手順や手続に関する手引きを整備します。
- 手引きに基づき、協議会や協定制度の締結団体などプラットフォームとなる地域の協議体等においてローカルルールを検討します。
- 地域の協議体等で合意されたローカルルールを市が認定等を行うことにより、その運用を図ります。



## 整備や管理運営を円滑に展開するための取組

### ▶ 「協議会制度」について

#### < 協議会の役割 >

協議会は、都市公園法に基づき本市が組織する都市公園の利用者の利便の向上を図るために、地域の公園の在り方を共有し、必要な調整を行うための協議体です。

#### < 構成員 >

- ・ 公園管理者に加え、関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体その他の都市公園の利用者の利便の向上に資する活動を行う者であって公園管理者が必要と認めるもので構成するものとします。
- ・ 本市においては、都市公園の利用者の利便の向上に資する活動を行う者として、自治連合会等の地縁組織や、商店会組合、都市公園等を活動の場とする活動団体、その他必要に応じ募集する利用者などを想定するものとします。

### ▶ 「協定制制度」について

#### < 協定制度の役割 >

公園管理者である奈良市と、都市公園等の整備・管理・運営等に関わる団体で、都市公園等の在り方を協議・共有し、連携により必要な取組を行っていくことについて、協定を締結する制度を制定します。

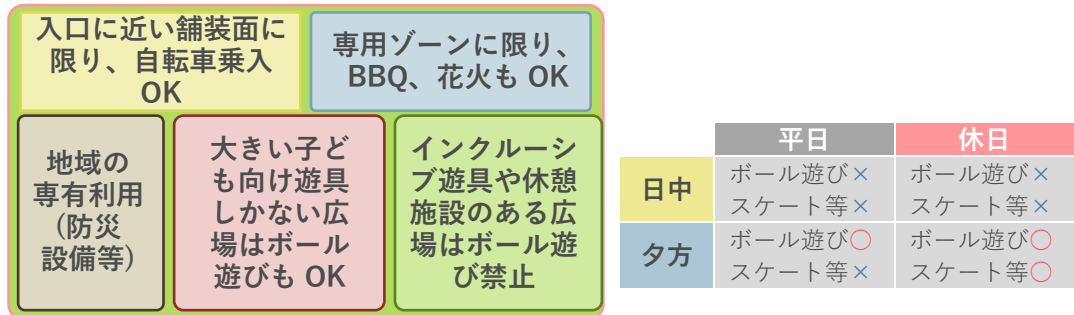


#### < 協定を締結することができる団体 >

- ・ 地域の公園等の管理や活用に関する取組を担うことを目的とした団体
- ・ 構成員は、自治連合会等の地縁組織や商店会、企業、PTA など幅広い意見が反映される体制が望ましいといえます。
- ・ 整備・管理・運営等に関する協議・取組等の対象とする公園を事前に明示してもらいます。公園間の役割分担などについての協議等を行うためには、地域にある複数の都市公園等を対象とすることが望ましいといえます。

## A-2 | 多様な機能を発揮するきめ細かい管理を行う

- 面積の広い都市公園においては、園内一律の画一的な管理ルールを設けるのではなく、園内の整備状況や近隣との関係性を踏まえ、詳細なゾーニングを図ることで、市民ニーズに応じた利用方法を定めるなどきめ細かい管理を図ります。
- 時間帯により利用目的が大きく変わる場合などについては、時間帯により異なる管理ルール（タイムシェア）を適用するなど公園利用を促進するための柔軟な管理ルールづくりを図ります。



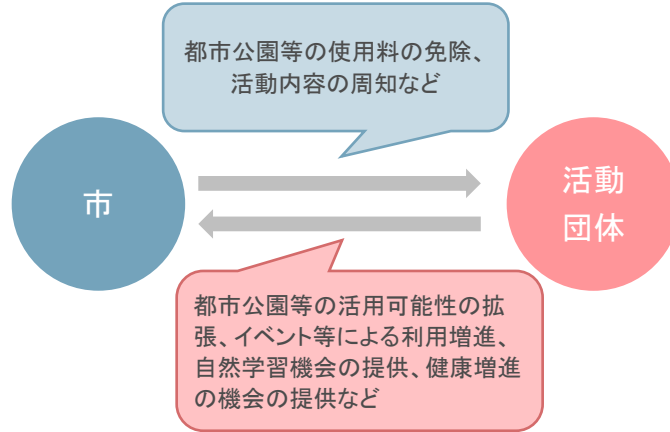
ゾーニングによるきめ細かい管理のイメージ

タイムシェアによる柔軟な管理のイメージ

推奨される都市公園等の役割	広域来訪型都市公園	地域の核となる都市公園	身近な都市公園等
手法を活用するための条件	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管理ルールの緩和意向が見られること。</li> <li>○地域の合意が得られていること。</li> </ul>	
	ゾーニングにより管理ルールを区分する場合	○園内を明確に区分し、管理ルールの異なる区域を明示することができること。	
	時間帯により管理ルールを区分する場合	○管理ルールを運用することができる主体が存在すること。	
実現方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公園管理者が管理ルールの運用を図る場合、有志の利用者や活動団体等によるワークショップなどにより詳細な管理ルールを検討する機会を設けます。</li> <li>○管理ルールを運用する主体がいる場合、地域のプラットフォームとなる協議体等において協議の上、協定を締結することで詳細なルールの適用を図ります。</li> </ul>		

### A-3 | 市民による公園での活動を育む

○里山や水辺、その他公園内の空間を生かした活動を展開する活動団体がある、又はその意向が見られる場合は、それらを支援する取組を展開することで、単なる利用だけでなく市民が公園づくりや新たな公園を活用した活動に関わる機会を創出します。



<b>推奨される都市公園等の役割</b>	広域来訪型都市公園	地域の核となる都市公園	身近な都市公園等
<b>手法を活用するための条件</b>	○市民活動団体による活動意向があること ○市民活動団体の活動がパブリックスペースの活用可能性を拡張するなど、都市公園等の魅力増進に寄与するものであること ○市民活動団体の活動が過度に他の公園利用を阻害しないものであること		
<b>実現方策</b>	○支援対象となる活動団体の要件や支援内容を検討します。 ○市民等から要請があった場合、活動計画などを踏まえ支援団体への登録を行います。 ○活動団体を広報誌やHPで紹介し、市民が活動に参加するきっかけや、公園活用について考えるきっかけを創出します。		

## Reference

### 社会実験イベント「まちの食卓」について

中心市街地から近いものの、普段の利用が少ない「芝辻町四丁目緑地」を活用し、大きな食卓テーブルを置き、地域の人々が同じテーブルで食事や会話を楽しみながら地域の公園の活用方法を考える社会実験イベント「まちの食卓」を2019（平成31）年に開催しました。

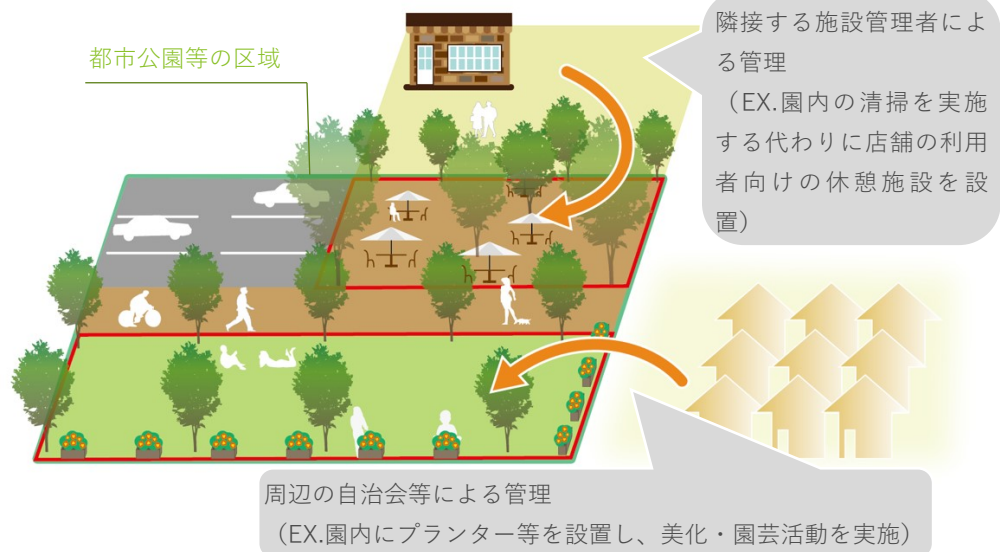
このイベントは、奈良市子ども会議参加者の提案等をもとに実現したもので、市民が積極的に公園の新しい使い方を提案し、実践する新たな取組のきっかけとなりました。

このように、地域の「課題」と市民一人ひとりの「やってみたいこと」を掛け合わせ、公園をより魅力的に活用する取組を応援していきます。



## A-4 | 多様な主体と連携し管理する

- 地域組織や活動団体などとの連携により、都市公園等の管理負担を抑えるとともに、市民が公園づくりに関わる機会の創出、地域性の高い公園づくりの実現を図ります。
- また、立地状況に応じては、近隣施設の管理者等との連携等により、一体的な管理・運営を行うことで、より高い市民サービスの実現や効率的な都市公園等の管理運営を図ります。
- さらには、特定の利用目的に特化する場合などにおいては、任意の利用者による管理組織を立ち上げることで自律的な管理・運営を図ることができる枠組みも検討します。



多様な主体による管理のイメージ

推奨される  
都市公園等  
の役割

広域来訪型  
都市公園

地域の核となる  
都市公園

身近な都市公園  
等

手法を活用  
するための  
条件

- 管理への参画意向のある主体がいること
- 連携により公的な管理負担を削減することができること
- 連携により一般の利用者の都市公園等の利用が過度に制限されないこと（ただし、特定の利用目的に特化することが地域で合意されている場合等は除く）

実現方策

- 管理許可制度や、協定制度の活用、グリーンサポート制度の充実により、管理行為の一部を公園管理者以外の者と連携し実施します。
- 地域自治協議会による地域内の都市公園等の包括的な日常管理を目指します。
- なお、管理区分や管理行為の内容について、複数の主体間での分担・連携が必要な場合や、特定の主体が一つの都市公園等を一体的に管理

する場合などについては、協議会等地域のプラットフォームとなる協議体等により調整を図ります。

### 地域管理

地域住民  
(自治会・まちづくり団体等)

商店会組合等・まちづくり・エリ  
アマネジメント団体

想定される  
連携主体



### 隣接施設等による管理

### テーマ型のコミュニティによる管理



## 整備や管理運営を円滑に展開するための取組

### ▶ 「グリーンサポート制度」について

#### <制度概要>

本市では、地域の団体が公園の美化、維持管理及び公園施設の点検を行っていただくことにより、市民との協働関係を築き、市民の皆様が公園を快適かつ安全に利用いただき愛されるものとするため、自主的活動をされる地域の団体に報奨金を交付するグリーンサポート制度を設けています。



サポーターによる管理活動の様子

#### <今後の展開イメージ>

多様な連携主体に対して、管理を円滑に行うための支援を実施できるよう、今後、現行のグリーンサポート制度の拡充を図ります。

#### ■活動内容と支援内容の充実

- ・現在、日常管理を基本とした活動に対し、報奨金や活動初期の道具や物置等の購入費の補助、ボランティア活動保険の団体契約を行っています。
- ・また、長きにわたり継続して地域の模範となる美化活動に貢献している者を表彰する「奈良市クリーン貢献者表彰」を継続して実施していきます。
- ・活動団体の高齢化や活動参加者の固定化を解消し、今後懸念される担い手不足を補うため、若い世代へ活動の周知を行っていきます。
- ・今後は、ホームページ等での広報活動により、活動団体の周知及び参加者の増加を図ります。



サポーターによる小学生への活動紹介

## Reference

### 自治協議会による公園管理の取組について

「地域自治協議会」は、概ね小学校区を活動エリアとして市民、市民公益活動団体、事業者などにより構成されるまちづくり組織です。

地域自治協議会が、主体となり小学校区内の都市公園を包括的に管理していく取組を検討しています。

## A-5 | 民間活力を生かして高質な管理・運営を行う

○都市公園内の多機能化を図る中で、民間事業者がそのノウハウを生かし高い市民サービスを実現することができる公園施設や占用物件については、積極的に民間活力を活用した施設管理・運営を図ります。

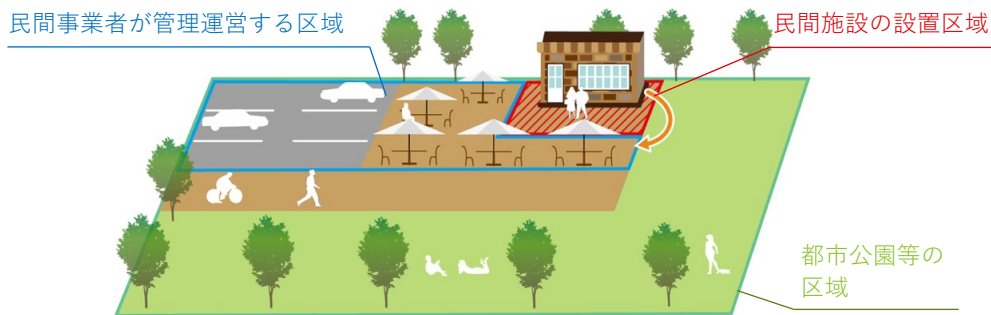
○また、民間事業者が設置や占用を行う区域だけでなく、周辺の園路や広場についても、民間施設との相乗効果を生むことができる運用を図るとともに、効率的な管理ができるよう、適切な役割分担を図ります。

○都市公園を活用したにぎわいづくり・コミュニティ形成へのチャレンジを図ります。



**ロート奈良鴻ノ池パーク**

一部の除草費を設置管理者（事業者）が負担。また、ネーミングライツ権により市の収入増



事業者による周辺施設を含めた一体的な管理のイメージ

推奨される  
都市公園等  
の役割

広域来訪型  
都市公園

地域の核となる  
都市公園

手法を活用  
するための  
条件

- 民間事業者等が担うことで管理の効率化、市民サービスの向上を図ることができる施設があること
- 民間事業者等が実施するサービスを楽しむ市民の公園利用が阻害されないこと

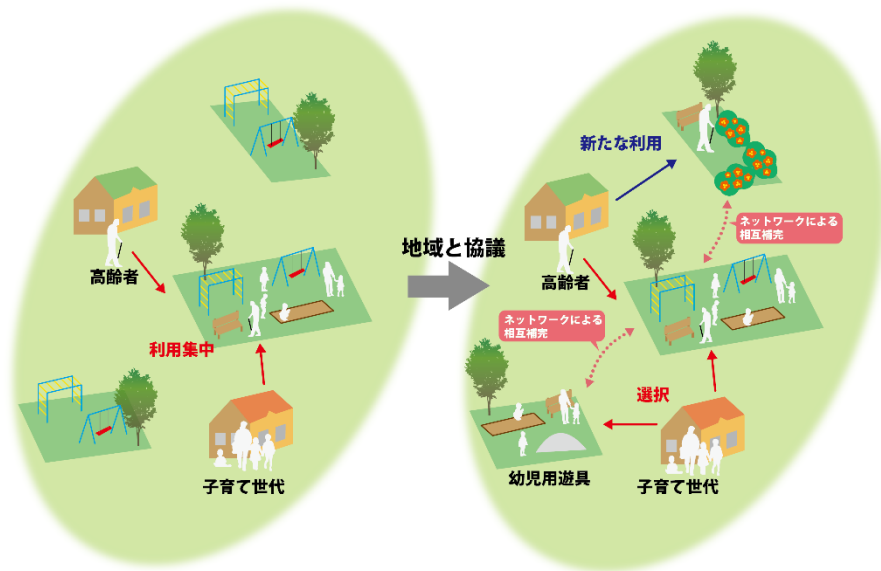
実現方策

- 公募設置管理制度（Park-PFI）や管理許可制度を用いることで、民間事業者等による質の高い便利施設等の管理・運営を行うことが可能です。公募設置管理制度（Park-PFI）の活用にあたっては、特定公園施設を定め、公募対象公園施設との連携を行うことにより、利用者の利便の一層の向上を図ります。
- 運動施設や教養施設等などの一般の公園施設とは異なるサービスの提供が求められる施設については、PFI 制度や指定管理制度、業務委託を活用することで、高質な施設管理やサービス提供を図ります。
- また、都市公園全体の管理・運営を高い水準で行う必要がある場合は、一体的な指定管理制度の適用を行うことで、効率的な公園全体のマネジメントを図ります。
- 社会実験イベントや暫定利用しながら対話を通じて行う市場調査（トライアル・サウンディング）を実施します。

## B 都市公園等の再整備

### B-1 | 地域で複数の都市公園等の機能を再編する

- 画一的な整備がなされている複数の小規模公園について、現状の各都市公園の分布や整備状況、地域住民の利用状況等を踏まえ、「地域の核となる都市公園」「身近な都市公園等」といった役割分担を明確にするとともに、公園間で機能分担を図り、特定の利用者に特化した整備（特定目的型整備）を行うことで、公園間の相互補完により全体で地域のニーズに対応できるように機能の再編を検討します。
- 再編にあたって、比較的面積が大きく、幅広い層から利用が見込まれる都市公園がある場合は、地域の核となる公園として、機能充実を図ります。
- 多様な機能を有することが困難な狭小な街区公園や児童遊園、ちびっこ広場については、地域のニーズを踏まえ、単一の機能に特化した特定目的型整備を進めます。
- 子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの遊び場を提供します。



<b>推奨される都市公園等の役割</b>	地域の核となる都市公園	身近な都市公園等
<b>手法を活用するための条件</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近傍に利用ニーズの乏しい狭小公園が密集しており、地域の核となる「都市公園」があること</li> <li>○地域の合意を得るための地域のプラットフォームとなる協議体等を立ち上げることができること</li> </ul>	
<b>立地の再編に向けた地域合意の形成方策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協議会制度や、協定制度（P53 参照）等を用い、地域内の公園の在り方について検討する地域のプラットフォームとなる協議体を立ち上げます。</li> <li>○協議体で定めた地域の公園像に基づき、機能再編に係る整備を進めます。</li> </ul>	



○特に狭小な都市公園等が多く、利用が一部の公園に偏重する地域において優先的に協議体の立ち上げを図り、順次、他地域への展開を図ります。

○子どもの遊び場の整備や、関係課と連携した公共空地における子どもが遊べる移動場事業を進めます。

特定目的型  
整備の例

整備類型	類型の特徴	整備のイメージ
児童遊戯目的 整備	児童の遊戯に用いる簡易な遊具を中心とした整備	 学園緑ヶ丘第1号街区公園
休息・軽運動 目的型整備	休息や高齢者・未就学児等の軽運動が可能な広場等を基本とし整備	 鴻ノ池運動公園
散歩・ランニング 目的型整備	園内での散歩やランニングなどを快適に行うことができる園路を中心とした整備	 あやめ池水辺緑地
自然観賞・ふれあい 目的型整備	動植物の観賞やふれあいが可能な既存の自然環境を生かした整備	 東山緑地
園芸観賞目的 整備	花きの育成等、園芸スペースやその観賞が可能な花壇・休憩施設を基本とした整備	 四条大路南町第3号街区公園
その他目的 整備	上記以外で、地域で合意された利用に特化した整備	 古市公園 (スポーツ広場の整備)

## Reference

### 平城第2号公園における住民主体での公園整備の取組について

平城第2号公園にて、地域からの提案で有識者からのアドバイスを受け、支援会が設立されました。支援会では、地域と行政が協働で公園のあるべき姿を検討し、役割分担しながら運営管理をしています。

また、公園再整備においてコミュニケーションが生まれるトイレの整備や、地元小学生のアンケート投票による複合遊具の設置など、支援会と協議を重ねながら地域ニーズに応じた整備を行っています。

今後、地域の活性化や公園利活用の向上を目指し、必要な整備を順次行う予定です。

先行する当地区のような住民主体で公園の在り方を検討する取組の展開を図ります。



## B-2 | 機能を複合化する

- 現在来園者が乏しい都市公園等や、よりポテンシャルの発揮が望まれる都市公園等については、便益機能、福祉機能、学習機能、観光拠点機能などを付加することで、多様な来園目的を創出します。
- 機能の複合化検討にあたっては、都市全体における役割や周辺地域との関係性を含めた公園のビジョンを描き、可能なところから事業化を図ります。
- 新たな機能を担う公園施設等（占用物件含む）の整備にあたっては、行政と民間事業者の連携・役割分担によって、その周辺の園路や広場等の在り方を含め、一帯で高い効果が発揮される整備を目指します。
- 機能拡充にあたっては、多様な利用者を想定する“インクルーシブ”の視点や、感染症予防等の“ニューノーマル”対応の視点を踏まえます。
- なお、機能の充実・複合化にあたり、公園区域の拡大が必要な場合においては、活用可能な公有地や取得が容易な遊休地等の隣地がある場合に限り、周辺の土地を都市公園の区域に編入することも検討します。
- 周辺の観光資産や公園のように利用されている公共空間とも連携し、都市公園を起点としたまちづくりへの展開を図ります。

### 推奨される都市公園等の役割

広域来訪型  
都市公園

地域の核となる  
都市公園

### 手法を活用するための条件

- 現在、利用者数が少ない、又は利用者層が限定されている、若しくは、都市再生や地域のまちづくりの観点から更なるポテンシャルの発揮が期待されていること
- 来園者の増加による周辺への交通等の環境負荷を許容できる（対策ができる）環境にあること

### 実現方策

- 民間事業者との連携により、都市公園内に、飲食店やサービス施設、レクリエーション施設などの質の高い便益施設等を設置することで、公園内の滞在快適性の向上や、来園目的の多様化を図ります。
- 都市公園内に、サイクルポートや観光案内所、活動拠点となる施設を設置することにより、周辺地域のまちづくりと連携強化や回遊性の創出を図ります。
- 運動施設や教養施設等については、必要に応じ、市の事業として整備を図ります。なお、整備にあたっては、民間事業者との連携を図ることにより、高質な施設整備やサービス提供を目指します。
- また、機能複合化にあたっては、必要に応じ、利用頻度が低下した建築物など既存の公園施設のリノベーション等についても検討します。
- 都市公園等の隣接地に公共施設を整備することができる場合、一体的な整備等を図ることで相互に利用を高める工夫を図ります。
- 河川沿いの並木道や古墳、まちかど博物館など、部分的に公園機能を有する場所を活用します。

設置許可制度	公園管理者(奈良市)以外の者が都市公園に公園施設(飲食施設、売店など)を設置又は管理することについて、公園管理者が与える許可制度
公募設置管理制度 (Park-PFI)	飲食店や売店などの公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる利益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度
PFI 制度	民間の資金、経営能力等を活用することで、効率的・効果的な施設整備、低廉かつ良好なサービス提供を可能とする制度
指定管理者制度	民間事業者等を管理者として指定することで、民間事業者等の人的資源やノウハウを活用し、施設の管理運営の効率化を図るための制度
業務委託	公園施設で提供するサービスなど特定の業務を民間事業者に委託する契約。管理運営内容が明確な場合に活用が有効である。

複合化の  
アイデア例

滞在快適性向上を図る

飲食施設



南千里公園 | 吹田市  
公園内にカフェ・レストランを設置

来園目的を多様化する

スポーツ施設



原池公園 | 堺市  
スケートボードパークを設置

まちづくり等と連携を図る

サイクルポート



岡山県総合グラウンド | 岡山県  
コミュニティサイクルの  
サイクルポートを設置

## 整備や管理運営を円滑に展開するための取組

### ▶ 「トライアル・サウンディング」の取組について

#### <トライアル・サウンディングとは>

民間事業者と連携した公園の利活用を行うにあたり、市民や企業等に試行的に公園を活用した事業を実施してもらう期間を設けるという取組です。

これにより、本市は公園に対する市場性やニーズ等を、また、民間のプレイヤーの方々は、使い勝手、アイデアに対する反応等を確認できる社会実験的な取組です。

#### <平城・相楽ニュータウンでの取組>

本市では、平城・相楽ニュータウン内の都市公園等において、公園の暫定利用を希望する提案を募集し、一定期間利用してもらう取組を実施しています。

## Reference

### 柏木公園のリニューアル

地区公園である柏木公園の隣接地に奈良市子どもセンターを整備し、公園との一体整備・運用を目指しています。

本整備により、幅広い世代の市民や地域が交流する場の提供、公園利用者の利便性・満足度の向上、環境に溶け込んだ空間づくり・開放的な空間づくりを行います。



整備イメージ〈子どもセンター〉

## 鴻ノ池運動公園における周辺の観光施設との連携

本市の運動公園である鴻ノ池運動公園の近隣には、歴史文化遺産とも言える旧奈良監獄が位置し、宿泊施設、監獄資料館等としての活用が進められています。

近接する鴻ノ池運動公園と旧奈良監獄の両施設及び周辺地域の活性化を図るため、奈良市では、奈良県及び旧奈良監獄の所有者である法務省と包括協定を締結し、幅広く民間事業者等との協働体制を構築し、一体的な整備や、奈良公園北部の新たな拠点形成といったまちづくりを進めていきます。



鴻ノ池運動公園及び旧奈良監獄が連携した奈良の新たなイメージの発信拠点整備プロジェクト  
(鴻ノ池運動公園及び旧奈良監獄整備計画に基づき作成、写真引用元：Google社「Googleマップ、Google Earth」)

## 今後、必要性を踏まえ検討する整備手法

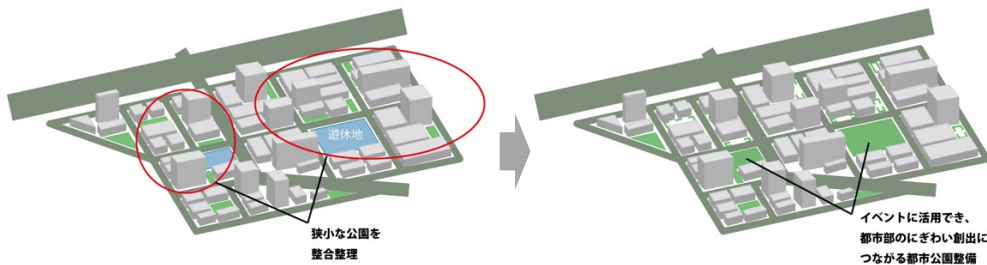
現時点では、対象となると考えられる都市公園等がないことから、その活用は行わないものの、社会的要請や他の計画との連携を踏まえ、以下の手法についても、必要に応じ今後、検討を行うものとしします。

### <占用許可制度を活用した福祉施設等の設置>

- 占用許可制度では、都市公園の区域内に、子育て支援施設や高齢者福祉施設といった福祉施設の設置が可能となっています。
- 公園内にこれらの施設を設置することにより、都市公園等への来園目的が増加するだけでなく、当該施設への来訪者と公園利用者間での交流の創出が期待されます。
- 今後、立地適正化計画といった施設立地に係る計画や、子育てや福祉分野との連携の中で、必要性が見出された場合、当該制度の検討を行います。

### <都市公園等の立地再編>

- 狭小でかつ利用ニーズの乏しい都市公園等が近隣に複数ある場合、それらを集約し、まとまりのある「地域の核となる都市公園」の新規整備を行うことも考えられます。
- 集約後の狭小な都市公園等の跡地については、その活用方法について検討が必要となります。
- 再編にあたっては、「各地域における複数の都市公園等の再編」と同様に、地域のプラットフォームとなる協議体を立ち上げ、協議を行うことが想定されます。
- 現時点では、「地域の核となる都市公園」の新規整備を行うための土地がないため、今後、活用可能な低未利用公有地等が発生した場合、当該土地周辺の地域の状況も踏まえその必要性を検討します。



立地の再編のイメージ

## これからの公園はついでに立ち寄っていつでも居たくなる場所であってほしい

奈良市公園マネジメント基本計画策定懇話会  
(株)nest 代表取締役/(株)まめくらし代表取締役 青木純

「日常に公園のある暮らし」とは、公園に歩いて行ける範囲に暮らす住人の「生活のなかに公園が不可欠になる」状況。これからの公園はわざわざ行く場所ではなく、ついでに立ち寄っていつでも居たくなる場所であってほしいと思います。誰かによる誰かの場所ではなく、自分たちのもうひとつのリビングのような場所。公園をリビングととらえると、花や草木はきれいに手入れしたくなり、ゴミを拾うでしょう。図書館のような本箱があってもいいし、娯楽もあっていい。地域で暮らす人たちの公園での過ごし方、しみ出される「ライフスタイル」の集積が、それぞれの公園の個性となっていくため、寛容にそれぞれの個性を受け入れ伸ばしながら、公園の魅力を高めていけたら理想です。

思考停止とハレーションを生むお仕着せの画一的なルールより、状況に適応し続けられる生態系のような共同体があるのが理想です。行政も、管理者も、地域住人も、連帯して、「過ごし方」の観点からお互いに寄り添い、寛容に適応しつづけることが重要となってきます。一方通行ではなく、双方向でのかかわりあい。立場や世代で分断されない連帯と共創。そうした公園自治をとりまく関係性が居心地の良さに反映されていくのだと思います。

これからのおひとりさま高齢化社会では、家のなかでの高齢者の孤立化が進み、一方、福祉施設で過ごせる高齢者の数にもいずれ限界が来ると考えられます。そんななか公園が福祉の場になる、交流の場になるというケースがこれからは増えていくと良いなと思います。お子さんやお孫さんと離れて暮らす高齢者にとって、まちで暮らす子育て世代と近くで過ごす時間は心の栄養となるかもしれません。誰もがそこに居ていいんだよ、と感じる居心地の良いパブリックコモンが存在する地域に暮らして、ウェルビーイングでしあわせな毎日を過ごしたいものです。



# 05

---

計画の推進

これからの都市公園等については、地域により課題や求められるものが異なるだけでなく、今後も社会情勢や時代背景に応じ、それらは移り変わるものと考えられます。

そのため、都市公園等の将来像の実現に向けては、行政だけでなく、柔軟な対応が可能な市民と、行政では持ち得ないノウハウや実行力を有する民間事業者が課題を共有し、役割分担を図りながら有機的に連携し、本計画を推進していくことが必要です。

また、経営的観点から、サービスとニーズのミスマッチを把握し、絶えず細やかな取組のアップデートを行うことが必要になるといえます。

## 5-1 推進体制（各主体の役割）

### 行政の役割

本市は、本計画に則し、都市公園等のマネジメントに係る施策の基本的な枠組みの構築や事業の実施を図るとともに、市民や地域が主体となり実施する取組に対し積極的な支援・発信を行います。

また、事業者が主体となる取組について、必要なコーディネートを積極的に担うとともに、民間事業者の強みが最大限生かされるよう、必要な支援・事業環境の整備を図ります。

さらには、ストック効果の向上の視点からは、公園管理者だけでなく、分野横断的な視点から公園の活用方策を検討するため、公園活用に係るプロジェクトチームを立ち上げ柔軟な分野間連携を図ります。

### 民間事業者の役割

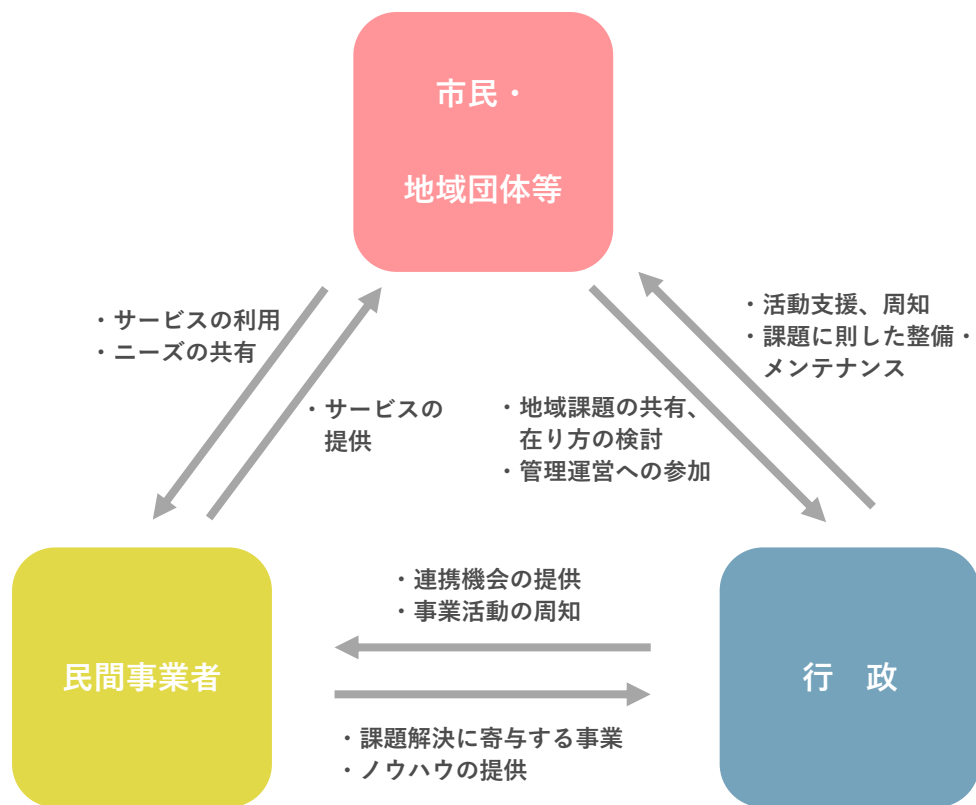
本市の都市公園等に関わる事業者は、本計画を理解し、その実現に寄与するよう事業を遂行するとともに、行政や地域と連携しながら事業者の持つノウハウや事業推進力を生かし、都市公園等の持続可能なマネジメントを実現するために必要な役割を果たします。

特に、都市公園内等を活用したサービスの提供を図る事業者は、自己の利益だけでなく、公園の利便増進や地域の課題解決といった公的な観点を踏まえた事業展開を図るよう努めます。

### 市民・地域団体等の役割

市民は、積極的な利用を通じ、都市公園等の効果を享受しつつ、自身の暮らしや地域活動と公園等の関係性を意識することで、公園が持つ個別課題の共有を図ります。

また、身近な都市公園等やよく利用する都市公園等の課題を解決するために、関係者と連携し、より良い都市公園等の在り方の検討や、日常的な管理・運営に積極的に関わっていきます。



都市公園等のマネジメントにあたっての主体間連携と役割分担のイメージ

## 5-2 計画に基づく施策の展開方針 -トライ&エラーによる施策のアップデート-

本計画を踏まえた施策の展開にあたっては、まず解決すべき課題が明確でかつ、実施のハードルが低い都市公園等や地域を対象に、可能な範囲で試行的に実施することから始めます。

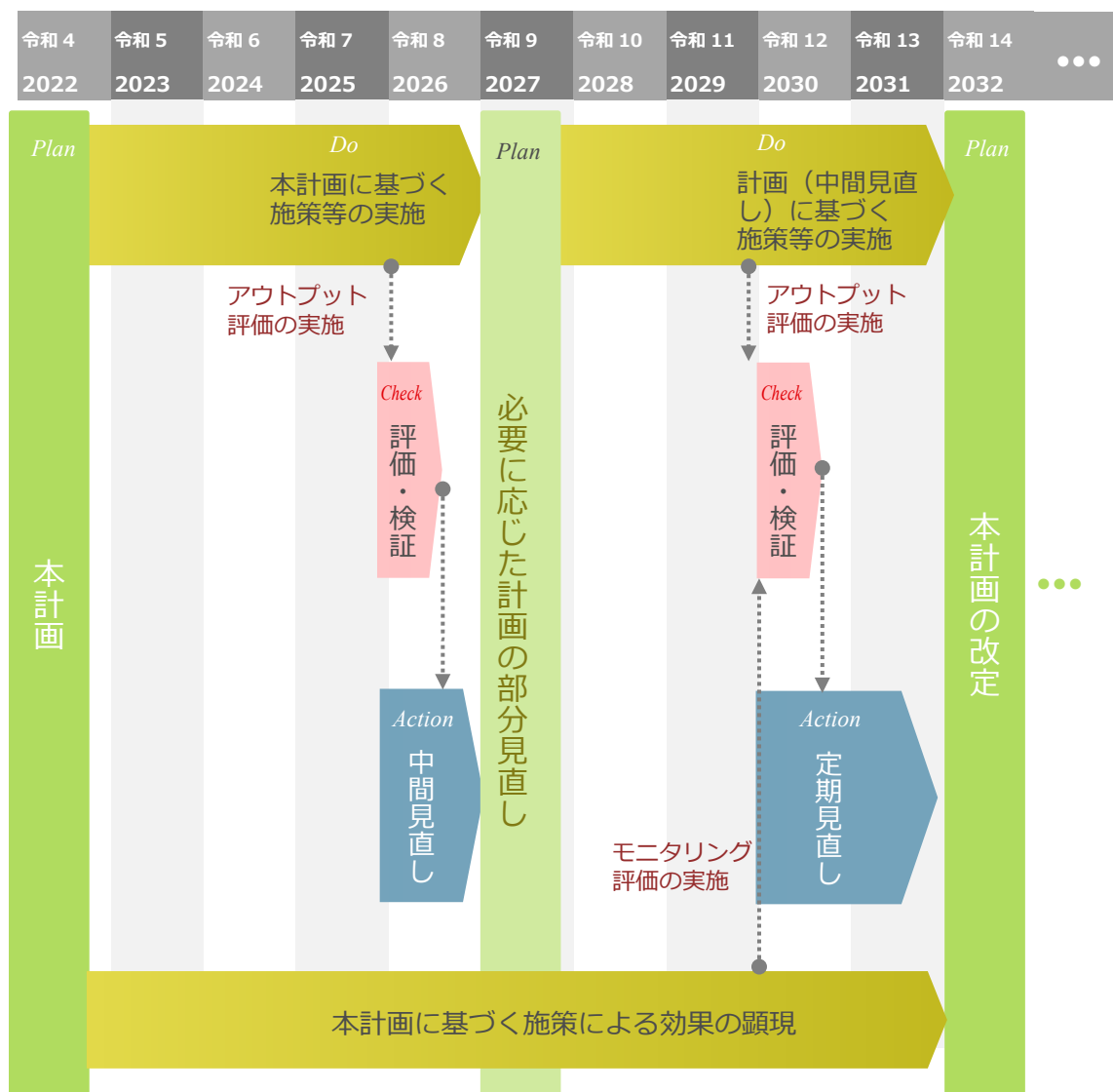
そこで把握された推進上の課題を踏まえ、常に内容をアップデートすることで、より本市や個別地域の実態に則した施策展開を図ります。

なお、多主体で実施する取組については、関係者間で取組の振り返り（対話）の機会をできるだけ設けることで、多様な立場からの意見を踏まえた施策改善を図ります。

### 5-3 計画の進行管理と見直し方針

本計画は、計画期間である概ね10年後の改定を目指し、定期見直しを行います。

また、社会潮流や市民のライフスタイルの変化などに対応するため、中間年次である概ね5年後の中間見直しを行います。なお、各見直し作業に向けては、「4-4 “チェックする”/定期的なモニタリング」の考え方を踏まえ、検証を行うとともに、その結果や上位計画における改定事項を反映し、より時勢にあった計画へと改善するための作業を効率的・効果的に進めていきます。



PDCA サイクルに基づく進捗管理・計画見直しの流れ

## 「私の日常に公園のある暮らし」づくりに参加しましょう

奈良市公園マネジメント基本計画策定懇話会  
なら子育てネットワーク代表 橋本幸子

子育てしているほとんどの親子が利用したことがある緑の居場所！

滑り台がなくても、ジャングルジムがなくても、ただ緑の芝生があるだけでいい！

椅子でもあれば幸い。

校区内に様々な規模の公園、もしくは神社：お寺の境内も遊び場としての役割を果たしているのが、奈良らしいと思う。

私が関わっている年齢の親子にとって、ベビーカーで外に出るだけでリフレッシュできる。やがて、歩いた！の思い出とともに、奈良の緑がすぐそばにある。そんな環境を手に行っている私たち。生活の中に普通にある公園。

公園にはいろいろな思い出話の一コマが詰まっている。

公園デビューのドキドキ！初めて歩いたと声を出したら、周りの人に拍手をもらった。幼稚園の帰りにお友達と遊ぶとダダをこねた。家族で公園のイベントに参加した。

ボール遊びをして近所の人に叱られ、ルールを教えられた。

彼女と夜遅くまで話し込んで親を心配させた。

高齢者が一人毎日ベンチに座っているところへ、一人また一人と段々仲間が増えて、仲間と草引き等、管理をするようになった！生き生きと目標が持てた。

今回のアンケートを見ても、子どもの年齢が上がるにつれ、様々な利用の仕方に差があり、様々な年齢層と一緒に公園を利用するための棲み分けの必要性等、解決しなければならぬことも見えてきたように思う。

子どもはどんな公園が欲しい？

子育て中の親子にとってどんな公園だったらいい？

若者が居る場所とは？

高齢者の居場所としての公園は？

そして何より！！「奈良らしい公園」をイメージできますか？

今回、自分たちの公園、奈良らしい公園をつくろうと動き出したこのプロジェクト、

「私の日常に公園のある暮らし」づくりに参加しましょう。